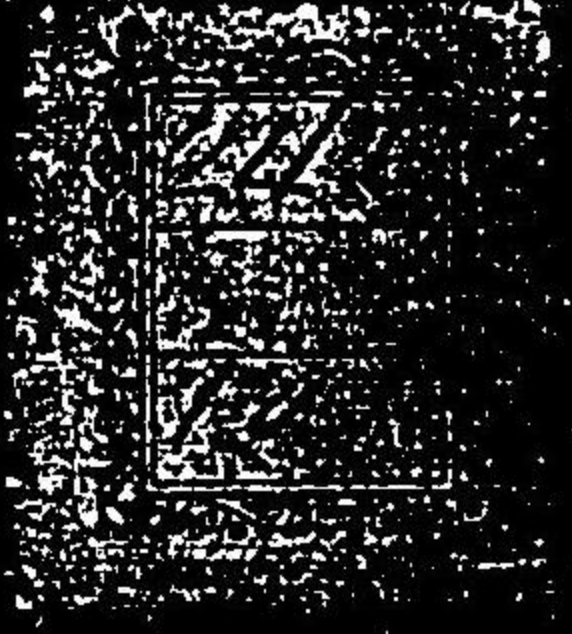


寒巖禪師嗣承決



019395-000-3

246-108

寒巖禪師嗣承決

細川 道契/著

M42.4

ABG-0096

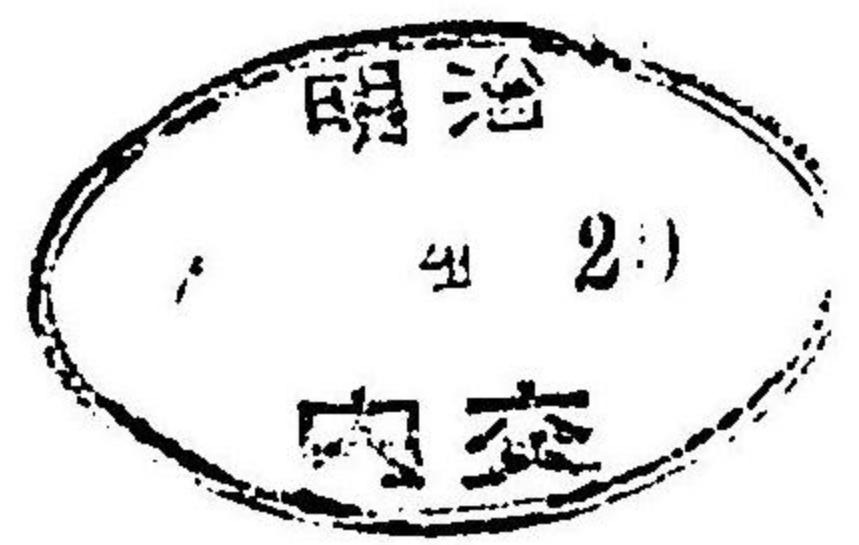


悟 蔭 細 川 蓮 契 撰 述



寒 巖 禪 師 嗣 承 決

東 京 法 輪 社 發 行



寒巖禪師嗣承決

法孫	法孫	法孫	藍山	藹々	勅賜	勅賜
梧蔭	大森	丘	鷺尾	大内	大圓	性海
細川	知言	宗潭	順敬	青巒	立致	慈船
道契	老師	老師	先生	先生	禪師	禪師
撰述	序文	序文	補遺	跋文	題字	題字

法皇長老寒巖義尹禪師正安二
年の滅を距ること正に六百一
十歳遺法の弟子佛傳道契此に本
書を撰述し、虔むで我が師祖の
眞前に捧げまつる

寒巖禪師御遺影

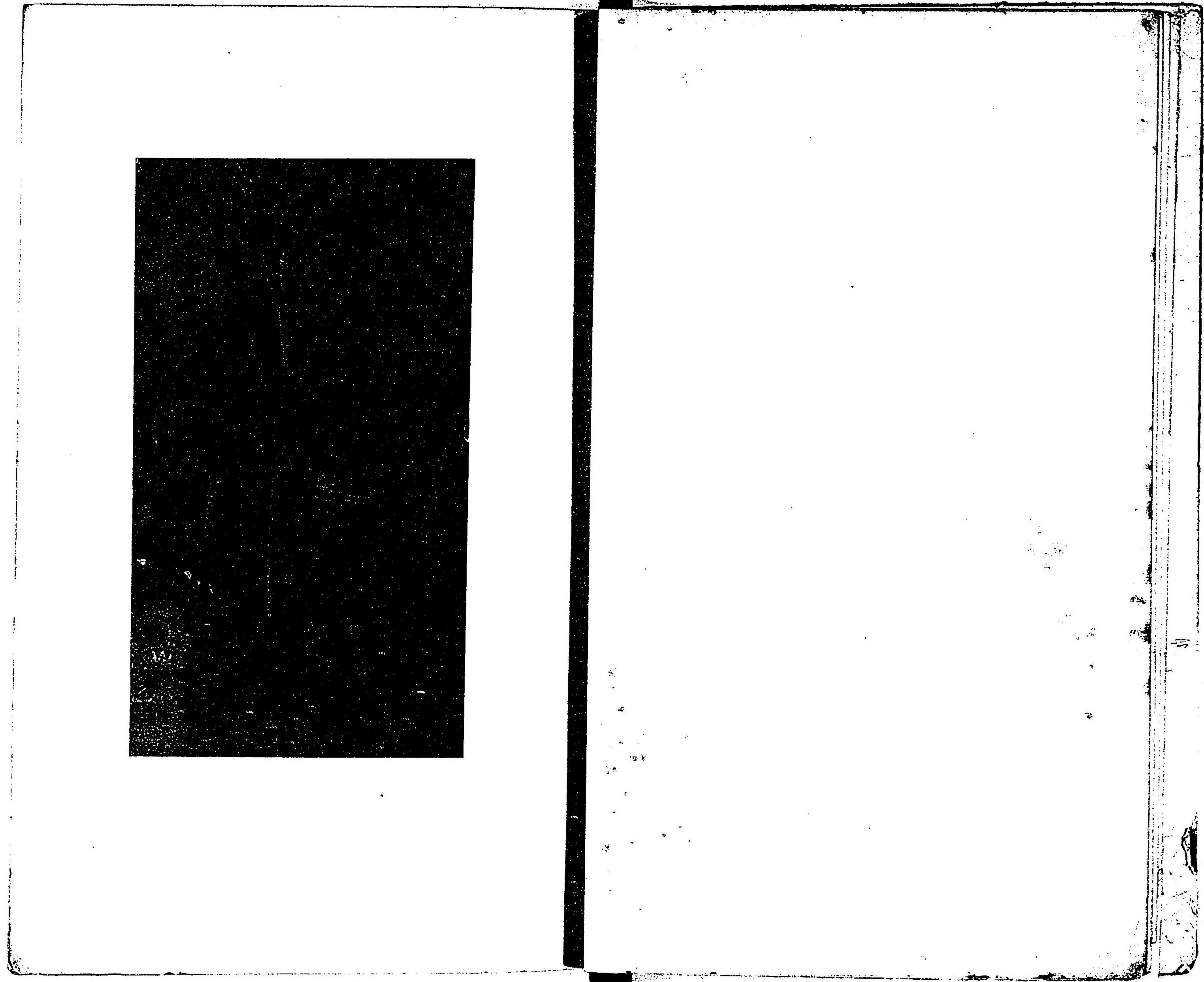
御遺影

...

...

...

...



本園の眞蹟は現に遠州廣澤山普濟寺に秘藏せり、爾曾て同寺に在りし頃、思ふ所ありて蕙沐撮影せしめ、以て秘顯今日に至りしものなり、上圖系譜中眞蹟を拜覽する時は「永平道元勃陀勃地寒巖磧尹勃陀勃地」と文字甚だ分明なれども、今は寫版の故を以て少しく瞭瞭の觀あるは、深く恨事とする所なり

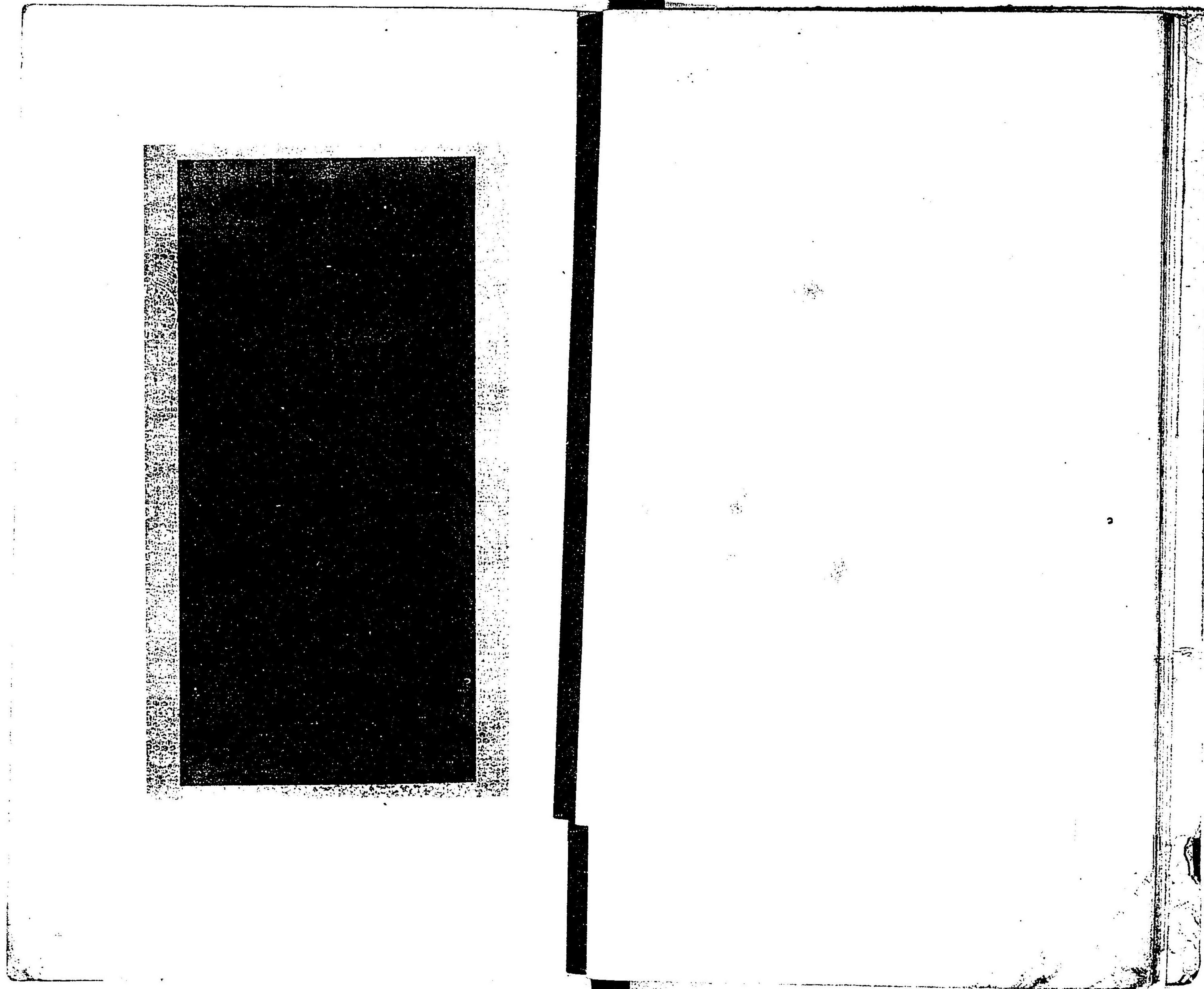
丘 宗潭 自記

華藏義曇禪師御嗣書

拜華藏禪師嗣書恭賦

末裔 佛僊 道契

寒巖枯木發花時 何事西風祖苑吹
幸有華藏春色好 聯芳馥郁十三枝





菊花
香色

明倫己酉一月
永平悟由

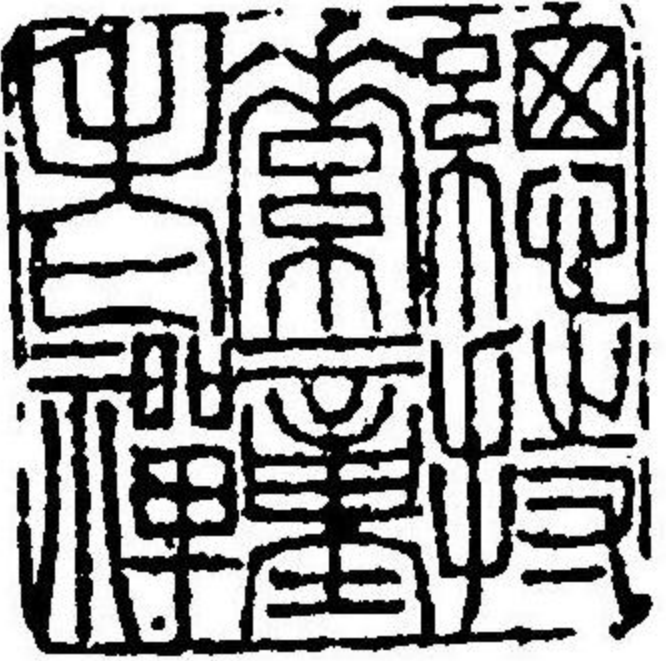




一尋在月山下

眼耳各自見風

總持素靈



寒巖禪師嗣承決序

我永平高祖開敷大法眼於日東以
來殆七百年于此宿德名僧接踵輩
出其間以虛爲實以實爲虛者往往
有之職由不究事歷本末而覈宗綱
委曲如我大慈寺開祖寒巖禪師嗣
承蓋亦其一也禪師諱義尹號寒巖
世稱法皇長老其嗣承或以爲永平

高祖或以爲大乘介祖紛紛集訟未聞有能執左券而下斷案者焉細川道契和尚爲禪師裔孫屬普濟寺派下深慨其糾謬研鑽有年比者著寒巖禪師嗣承決索余序余亦禪師雲仍屬普濟寺派下迺薰沐覆閱不覺拍案曰快哉著乎先叙禪師小傳然後七揭左券證其爲高祖面授之嫡

以證傳戒相
承之信譜

子多載研鑽能究事歷本末紛紛集訟始得斷案快哉著乎然余尙有說焉面山老師曰永平門下法寶有三曰血脈以證衆生之受戒入位曰嗣書以紀證契即通於佛祖命脈者之法系曰大事是佛祖之所以證契即通之命脈矣血脈爲妙戒嗣書爲妙定大事爲妙慧此謂室中三物實諸

佛洪範。歷祖準繩。欠一則不可。由是觀之。非證契即通於佛祖。命脈者。不傳授大事也的矣。建撕記曰。仁治三年五月一日。接義尹授大事。由是觀之。禪師之證契即通於佛祖。命脈入於高祖室中。而嗣承固不待余言。然而謂大慈室中之嗣書列禪師於介祖下。非高祖面授之嫡子。獨何也。老

師又曰。大事者。室中三物之中央也。傳法上士。能保護而展轉之。則洞上家風無墜。永平門葉自盛。今據建撕記。禪師業已稟受中央之大事。豈有不稟受上下二物之理哉。夫三物唯。有面授之嫡子。能稟受之。爲知識之印證。古今一轍。更無異易。而謂禪師獨不然乎哉。果然禪師非嗣承介祖

而爲高祖面授之嫡子。不待余言而後決也。況普濟室中之嗣書列禪師於高祖下乎。又何疑之有。宗綱委曲蓋如此。余嘉和尚多載研鑽能究事歷本末私覈宗綱委曲以補其闕爲之序。

明治己酉春在東都麻溪客窓

雲孫 潤宗潭謹撰

寒巖禪師嗣承決序

道友孤峯兄が撰せる日本禪宗史要、一度世に現はれてより、爰に端なくも我が法皇禪師寒巖尹公の嗣承問題は早くも世の注目するところとなりぬ。古來此の問題は多くの學者を煩はして研究に研究を累ね、殆んど餘蘊なき迄に討議せられたりと聞きしも事實は今日に於ても尙ほ其の研究の餘地あるをを認識せずんばあらず、其故何ぞや、曰く本末の固執是れ也、彼の本寺たる大慈寺は仁叟齋希の血脈を楯とし、末寺たる普濟寺は鐵山士安の夫れに従ひ、其主張や何れも頑強にして彼此毫も軒輊なく、互に進みて

史實を参照するの度量を有せず、徒らに其相傳を是れ墨守するに過ぎざるもの如し、是れ今日に於て其の眞偽を決する能はざる所以也、惟ふに今日にして之を穿鑿し、之を研究し、之を證明する能はずんば我が法皇派下の系譜は、永久に五里霧中に埋没し去らるるの憾みなしとせず、是を以て予は大方の君子に對して大いに切望するものあり、諺に曰はすや、局に當るものは迷ふと、此言大いに味ふべきかな、夫れ我が法皇禪師の嗣承が今にして尙ほ解決に至らざるは相互自己心中に或るものを先決し、之を本位として立論し、以て他人の主義主張に耳を假さざるに基因せずんばあらざる也、我等は實に其の兒孫とし

て恁くも偉大なる師祖に二種の傳統あるを聞きて日夜痛歎して止まざるもの也、且夫れ法皇派下其の寺數は約一千有餘箇寺と稱せらる、數に於て決して少しとせざる也、翻て惟ふに現今悉く其の流れを酌む兒孫のみが、其の寺院に住持するとも思はれず、然れとも、苟も其の派下の寺院たるを認識し、其の寺院に衣食する君子は、先輩に對する敬虔の念に住して、自己の人法が何れの派下に屬するに拘はらず、其の開創者の傳統を講究して、一面には其の水木の高恩に報ゆると同時に、一面には又之を史實に徴して、其の祖風を宣揚するに努力するとは、頗る喫緊の業務にして亦知恩報恩の第一義たるべき也、大方の君

子にして爲宗爲法、虚心坦懷、極めて公明なる見地の下に、注意と觀察とを怠るゝなくんは、近き將來に於て久しく隠れたる此の疑團も、明白地に氷解するに庶幾からむか、我が友細川兄爰に觀るところありて客秋、和融誌上に於て其の嗣承問題を提議して、其の考證を世に公にせらる、眞に暗夜の燈光といふべきか、燃犀の筆、趙璧の識、讀むものをして頓に事理明快ならしむるものあり、洵に近代の大文字也、恁る綿密なる考證と、的確なる論斷とに對しては、恐くは其の大慈系といはず、其の普濟系といはず、滿天下の君子誰か首肯せざるものあらむや、予は元來普濟寺、十三門派の一なる甲州寶鏡寺、鷄岳永金の法孫なり、曾て

此の事に就きて、道友望月義庵兄、細川道契兄と共に大いに商量せしとあり、其際望月兄は謂つて曰く、予は法皇派下の一人にして、大慈系に屬せり、兄等は其孰れの派下なるかと、天來の福音膝の進むを覺えず、細川兄と予とは即ち其の普濟系なるを告げて、三人鼎座相互に商量し、慷慨して他日を約して各自に研究し、此の一大疑團を解釋せんを述べて袂を分かち、其の後望月兄の消息を聞かすと雖も、日夜研究に盡瘁せらるるを疑ひなかるべし、只憾むらくは、予の無頭腦なる依然として、舊阿蒙のみ、眞に汗顔に堪へざる也、此の時に當りて幸なる哉、細川兄ありて爰に其の研究の結果を公にするを觀る、洵に痛快に堪

へざるものあり、兒孫たる我等の歡喜はいふも更なり、兒孫たらざる大方の君子も、亦是によりて之を研究し、之を論斷するの機會を得るに便宜あること信じ、此著に對して深く敬意を表するもの也、聊か所感を述べて序言に代ふ

明治四十二年、春王の正月、仙臺にありて

大森知言しるす

—(三)—

自序

本書撰述の由來

余が此問題に心を寄せ始めたのは、實に今より九年前、即ち明治三十四年のことである。此春偶々村上專精博士の著なる「日本佛教史綱」を繙いて其第二十章圓明國師の出世及び曹洞宗の分脈を讀み、題下を讀した時、曹洞分脈の圖表中、寒巖禪師を徹通价公の下に列してあるの、其際余が胸中には、下の如き感想が油然而として涌き來つたのである。由來我が宗は法脈を尊び、嗣書を重んじ、瀉瓶傳灯以て一師印證を祖門の一大事として居るにも拘らず、何故に寒巖

—(三)—

▲四種之異說
『元祿九丙子九月使肥之後州大梁山慈寺龍谷和尚乎武城雜誌』
問ふ法皇禪師嗣法之異說四品あり

衆議未決、
或は懷昇の
嗣子、或は
如淨の嗣子
或は義价の
嗣子、或は
道元の嗣子
と、道元の
嗣と言ふ者
は普濟の一
派華藏以來
傳々して聯
脈流通なり
義价の嗣と
いふ者は承
開す大慈价
和尚義尹、
淨熙嗣授の

の嗣承には古來四様の異説が紛糾を重ねて居るのであらうか、今四様の異説中孤雲下嗣承説は、其法系が存せぬ爲に、自ら其論を殊にし、且つ如淨の嗣子説に至つては其妄なること特に論ずるまでもないけれども、他の二説中に於いて、若し果して禪師が徹通下の法嗣であることが眞ならば、永平元祖の法嗣として傳へて居る嗣書は偽撰であると斷ぜざるを得ない、是と同一理由に、永平元祖の法嗣たることが眞ならば、其反對説を表詮する嗣書は偽作といはねばならぬ、今此日本佛教史綱は、何等の理由も附せずして、漫に徹通价公の下に系譜するは、歴史的研究の体度として、甚だ其價値の乏しきと共に、文運隆紹の今

嗣書ありと
天童の嗣と
言ふ者は正
法東流略譜
天童の下に
聯ぬる者を
見る、懷昇
の子とは總
持寺に配録
して永平二
代の嗣子七
人の一數な
りといふあ
り云々

日、此種の史書が漸次出版せられ、世上に流布せらるるに於ては、事由の真相は次第に湮滅せらるることとなる、余は今や寒巖派下の裔孫として、幸に此洞上古今の一疑團を解決し、一は以て世上史家の謬傳を正し、一は以て我が室中の嗣書を正統に復さねばならぬ、萬一史的研究の結果、徹通下の法資たることの確であつた場合には、少くとも余一人は其嗣書を正統に復古してもよい、是が佛祖の大法を私にせざる所の公正なる處斷であること考へたのである、其後今日まで此疑問は常に余が腦裡に纏綿して暫くも去らなかつた、或る時は大學林教授大森知言師（現仙臺第二中學教頭）と議り、或る時は大内青巒老居士に訴

以下單に禪
師と稱する
時は必ず寒
巖義尹禪師
を指示せる
ものなり

へて、講學の餘課諸種の史籍を涉獵し、略ぼ其解決を
見るに至つたのは實に昨春のことであつた、然るに
昨秋九月畏友烏石孤峯智璨老兄の新著「日本禪宗史
要」を繙讀したるに、例の寒巖禪師法脈が依然徹通下
に附してあるので、此に意を決して平生懷抱せる愚
見の一端を「和融誌」第十二卷第十號の誌上に掲げて
大方の高教を仰いだのである、其時小引として冒頭
に附したる小文は左の如くであつた

道友孤峰烏石老兄の新著「日本禪宗史要」の惠贈を辱うして、漸
く通讀し終つた、然も多大の趣味と敬意とを拂うて通讀した
のである、兄は本書の巻頭に於て「著者が研究を發表せし者に
非ず唯在來歴史上の事實を系統的に記述し」云々とて、著者自

身何等特殊の見解を示さざるが如き謙讓の辭を吐いて居ら
るゝけれども、兄が殆んど三年間、我を忘れて故紙堆裏に身を
埋め、取材の好便宜と、時間の饒かなりしと、加ふるに犀利なる
史眼を以て叙述せられたのであるから、世の徒にパンの爲に
倉皇筆を執つたものと、自ら其撰を異にし、卷中別に一隻眼の
現はれて居る所が少くないが、余は本書を讀過して遺憾の點
も亦二三感ぜないでもない、其中最も重なるは、既に著者自身
が、列傳體によつて本書を編したことを公言して居らるゝが
如く、本書は全く傳燈の祖師を系統的に列して、其を中心とし
て前後の趨勢を觀察したのであるから、従つて人物中心であ
つて、文明史的の編述體から之を評隲する時には、京都禪と鎌
倉禪との相違特色、或は南北朝の禪風、室町時代の禪風など、今
少し觀察も出來たらうし、詳細に記述して欲しかつた、更に余
が最も遺憾としたのは、列傳體に則つて人物本位に重きを置

いたといふ本書に、寒巖禪師の嗣承問題に對する考證を欠いて居るとである。余は元來禪師二十八傳の法灯を承けて居るものである。故に禪師嗣承の問題は、晝夜之を意にして居るので、特に本書に對して遺憾を感ずるのもあらうが、然も此問題に單に我一室中の問題ではなくて、元祿年中、山、面山の二老を初めとして、萬安、懶禪等、幾多の考證あり、記述あり、以て曹洞一宗の上には有名な事となつて居るのであるから、兄が博覽真逆に之を知られない筈もなく、且つ本書を編するに當つては、延寶傳灯録も、永平建漸記も、西來高の續諸祖傳も、必ず引用せられたであらうに、寒巖禪師傳に限つて、單に嶺南秀公の聯燈録の文を和譯するに止められた傾きがあつて、依然徹通下に系譜せられたのは、余の遺憾に堪へぬ所である。余は本問題に對して、以下類推し、断定せんとする其全文を編入してよとは望まぬ、然しながら、少くとも『古來尹公嗣承ノ系譜』

ニ就テハ異説アリテ紛々タリ今ハ暫ク聯燈録ニ從フ』といふ位の意味の文字は附記して置いて貰いたかつた。況んや列傳體に則つて、人物本位に列祖の傳燈を明した高著に、一言も此事がないのは、何故であらうか。若し果して反對派の説は一顧の價値もないものとして之を捨てたのであるとすれば、其は餘りに杜撰といはねばならぬ。尤も本書全體の上から觀たならば、箇は僅に璧玉の微瑕であるが、斯る新書が將來益々出て、折角故人が有力なる考證も、遂に其光輝を覆はるゝやうになつたならば、是が法孫たるものゝ罪も、亦輕くあるまい。余が俄に筆を呵して本篇を草するに至つたのは、是が爲である。更に再言す可きは、余は此一事を以て該博精到なる老兄が本書全體の價値を軒輊するものではない。愚見幸に兄が特殊の史眼に映じて、一顧の榮を得ば、それで足るのであつて、猶ほ是を以て大に同派中の老宿先輩に訴へたいので

ある

此小文を序言として右和融誌上に愚懐の一端を披瀝し、左の一封を添へて同派中の老宿に送つたのである

謹上 秋風野に滿ち白露葛衫を襲ふ

伏 惟

金殿老大宗師道體高く養ひ、杓柄已に長きことを審にす、威慰無量、降て拙僧は元來寒巖派下二十八傳の法灯を繼ぎて法皇長老の裔孫に御座候付ては彼の普濟、大慈、兩派室中の争ひに關し、今回愈々別封和融誌上に於て平生懷抱せる愚見の一端を發表仕、一は以て同派の諸老宿並に先輩の高教を仰ぎ、一は以て同派に因みある古刹に就いて有力なる史料を得、幸に洞上古今の一疑團を解決仕度、別冊一部榻下に呈す、冀くは御尊覽の上、充分是正の策を仰ぎ候へば、本懐の至りに奉存候、久し

く徳風を拜聞し、敢て愚札を上ぐ、尊嚴瀆注の罪輕からず候、恐惶頓首

明治四十一年十月二十日

細川道契 九拜

此封書を添へて第一回に呈送したのは、實に同派中左の諸師であつた

三州妙嚴寺	福山默童老師
肥州大慈寺	富田象外老師
遠州普濟寺	猪俣全獅老師
尾州圓通寺	陸 鉞巖老師
豆州修善寺	丘 宗潭老師
越山出張所	大佛輔教老師

甲州寶鏡寺 大森知言老師
小樽龍徳寺 在田法宗老師
志州常安寺 森口惠徹老師
清國開福寺 水野梅曉和尚

中に就いて直に懇篤なる長文の返翰を寄せられたのが、猪俣、陸、丘、大佛等の諸師、他は其後面接して教を受け、又は愚見を陳述したのであるが、返翰もなく、面接もせなひのは富田老師と在田師である。或は郵着せなかつたものであらう

中に就いて陸師、丘師、大森師等から頻りに別本として刊行せよとの懇懇を受けたので、余が年來の素願は幸に先徳の助縁に頼つて、既に發表せし拙文を増

補訂正し遂に今回鉛槧に附することにしたのである。終りに一言す可きは、既に述べたる如く、本書の公刊は我が室中の正統を闡明して之を世の歴史家と法系の人に訴へるのが眼目である。語に有謬々争臣其國昌。有默々謗臣其國亡」といふ警句がある如く、不肖忝くも身を祖門に投じて宗統の已墜を目睹し、就中我が法燈の疑惑は紛糾錯綜眞に一犬虚を吠えて萬犬是に和するの状態を洞觀し、胸中一片耿々の心は、以て黙々の謗臣たるに忍びず、遂に曩祖の照鑑を仰いで此に平生の心血を瀉ぐのであつて、此他更に別意はないのである。

寒巖禪師肥後州勅賜大梁山
大慈寺進院法語 (大慈寺語錄)

師 至

山門 山鎮關西門跨日東直進一步千里同風

佛殿 閻浮界上瞻葡林中諸人高著眼看取黃

金躬

伽藍 七社合神和光同塵月浮衆水影隨一人

祖堂 列傳大機相承的々梨華梅華銀山鐵壁

據室 寶印高提龍象隨後新條行令佛祖乞命

喝一喝

例言 數則

一 大般若經に曰く生れて大願を起さるは菩薩の寔事なりと、著者悉くも父母所生の身を以て三寶幽深の願海に歸し、幸に法燈を寒巖派下二十八傳に繼ぐ、敢て自ら大願なりとはいはず、期する所は本書に依りて聊かにても我が正統を發揮するの一助とならば冀くば、寔事の激賞を免ることを得ん

二 本書公刊に際し、兩本山貫首現下、特に巻頭の題詞を賜ひ、大内侍耆老居士亦た跋文を惠まれ、大森知言師遙に仙台の宗爰に在りて序言を寄せらる著者の光榮何者か是に如かんや

三 鷲尾順敬先生は、現代日本佛教歴史家中の泰斗なり、其片言隻語は直に以て我が國佛教史界の思潮を代表せらるゝ者と觀るも致て不可なし、本將公刊の舉を告ぐるや、著者の願意を容れて、其高見の一端を洩さる言々悉く著者の未だ言及せざる所を補うて餘りあり、乃ち感謝措く能はざる所以なり

四 著者が本書を公刊せんとするに當り、陰に陽に多大の同情と援言を與へられたる者は、我が宗澤老師なり、本書の成る師の力に待つもの決して少しとせず、且つ師は著者の論述する所を以て千古の斷案と稱せらるると雖も、其斷案をして更に的確ならしめたる者は、一に師が巻頭序文の力なり、併せて感謝せざるを得ず

五 華藏禪師の詞書は、實に今を距る五百三年以前の眞蹟にして、古色蒼然字體また落刻磨滅せんとする所あり、幸に秘藏其宜きを得て、著者の蕭

六 沐浴覽することを得たるは深く歎喜する所なり
 本圖書は、永祖直嗣院には唯一の證據なれども、普濟山主別院所思あり
 て公開を許されず、幸に丘師が先年住山の際其寫型を秘藏せらるゝあ
 り、仍て請うて之を大方活眼の士に公表することを得たり、諸士願くは
 款に據りて案を斷つと思ひあらば著者の本懐なり
 著者が本書公刊の真意は自序撰述の由來に於て明言する所の如し、徒
 に辯を好み天下の聰明を盡せんと爲には非ず、故を以て論斷未だ盡
 さざる所あり、先覺後賢の反證にして其説述の當に信憑すべきものあ
 らば、著者は懼むて之を迎ふるに吝かならず、今は唯法の重すべき所以
 を知つて、人我の立すべきを知らず天下有道の士伏して乞ふ諒せよ
 八 別項所載本書引用書目中、法系論の上に最も實する所ありしは大内青
 體老居士所藏法華哲辰公の嗣本決疑編なり、聖濟現存の諸記録を始め
 として本書に至るまで、幸に我が師祖の正統を闡明し得る者は實に哲
 辰老漢が護法の力なり、是が法孫たる者は永く老漢の恩澤を忘る可か
 らず
 九 本書表紙に印せる「寒巖禪師嗣承決」の文字は、我が高田増外老師の揮毫
 にかゝるものなり、眞面目なる本書に對して、特に師の文字を掲ぐるを
 得たるは著者の深く喜ぶ所なり

著者謹白

本書參考并引用書目

此に本書參考并引用書目を掲ぐる所以は著者が取材の公
 正と論斷の確實を期したることを大方に訴へんとの微意に
 して徒に旁搜纂言の該博を衒はんとにはあらず、諸賢幸に之
 を諒じ給へ

俗系之部

- 皇年代略記 皇代記 東鑑 増鏡
- 神皇正統記 尊卑分脈論 皇帝紀抄
- 本朝皇胤紹運錄 大日本史 大日本國教
- 論 皇胤系圖 菊池傳記 日本皇系
- 圖 肥後國史 寒巖義尹禪師傳 大慈
- 寺舊記 銀臺遺事 一代要記

法系之部

六祖法寶壇經 正法眼藏面授 同嗣書
 同春秋 永福老人室內秘書 洞上室內口訣
 永福室內隨聞記 永平元和尙廣錄 空華集
 壁山宗派圖 嶺南宗派圖 永平建撕記 如
 淨錄 普濟開山傳 普濟開山舊記 大慈寒岩
 遺稿 廣澤命天和尙門脈自記 大慈錄 懷井
 禪師傳戒式跋文 扶桑僧寶傳 曹洞列祖行業
 記 延寶傳燈錄 永平實錄 永平記年錄
 洞上諸祖傳 東流略譜圖 本朝高僧傳 續諸
 祖傳 山和尙廣錄 月坡岱宗錄 大慈開
 堂法語 日本洞上聯燈錄 太祖信心銘拈提
 衣柳集 哲辰老師決疑編 廣澤山祖師遺證并
 古證寫 日本洞上紀年 宗統復古志

以上

寒巖禪師嗣承決要目

第一章 本問題研究の價值

- 一 本問題の研究には二種の要求あり……………三
- 二 本問題研究の必要……………六

第二章 考 證

- 一 本問題研究の方法……………七
- 二 禪師の俗系に就いて……………八
- 三 永祖の俗系に就いて……………一八
- 四 禪師と如淨禪師の生年並に寂年……………二三
- 五 禪師始めて永祖に見えらる……………二五
- 六 禪師永祖の室に大事を授かり給ふ……………二五

七	天童如淨錄の到來……………	二八
八	禪師最初入宋の年時……………	三〇
九	禪師再入宋と初入宋と年時の考證……………	三一
十	禪師の御入滅……………	三四

第三章 考證 二

一	禪師の法系に關する史料……………	三七
二	空華集と行業記……………	三八
三	三物の考證……………	四〇
四	唐土の禪書血脈の文字ある始め……………	四二
五	大事の變遷……………	四三
六	面山老師の大事說……………	四四
七	法弟義尹の文字に就いて……………	五三

第四章 考證 三

一	空華集と行業記撰述年代の比較……………	五六
二	大慈寺再興の事歴……………	五九
三	興聖寺再興の事歴……………	六三
四	行業記撰述の始末……………	六四

第五章 考證 四

一	空華集の送序一……………	六五
二	永平實錄の文……………	七〇
三	洞上聯燈錄の文……………	七二
四	空華集の送序二……………	七六
五	南北朝代兩派室中の形勢……………	七九
六	空華集信憑理由第一……………	七九

七	空華集信憑理由第二	八〇
八	空華集信憑理由第三	八一

第六章 考證 五

一	淨照の嗣書に就いて	八三
二	疑點第一	八六
三	疑點第二	八七
四	嗣承に對する總評	八八

第七章 考證 六

一	禪師と淨老相見妄説の根元	九六
二	禪師進院に對する法語の偽作	九九
三	本邦五位傳來考	一〇二
四	永祖と五位	一〇六

五	瑩祖と五位	一〇八
六	應永以後の五位	一〇九
七	歸結	一一〇

第八章 考證 七

一	圻山老師變説の事由	一一一
二	圻山録の文	一一二
三	斷案	一一六

第九章 終結

以上

補遺 寒巖禪師の法系

鷲尾順敬述

遺芳 華藏禪師廣澤記

細川道契撰

寒巖禪師嗣承決

細川道契謹述

第壹章 本問題研究の價值

余が本論を舛して大方に訴へんとする時、傍に一友があつた。難するを聞くに、本問題たるや、結歸する所は嗣承の眞偽を決するに在る。嗣承の問題は直に信仰の問題、實行の問題である。如何に甲論乙駁して論戦を試み、最後に其眞偽黑白が判明した所で、偽書と決した方が其を改めて正統に復して呉れなかつたならば、換言すれば其正統と斷ぜられた方を、反對

派が是認して呉れなかつたならば、必竟無益の争論であつて、従つて本問題は無意味の考索に畢ることゝなるやうに思はれる寧ろ平地に波瀾を起し、無象の太平に干戈を動するの嗤笑を免れた方が宜しいではないか

斯る難問は本題の研究に對しては、先づ何人も起し易き感想であつて、一應理由のある難問であるから、本論に入るに方つて、先づ論定す可きは本問題研究の價値は、果して難者の言の如きものであるか否やといふことである。是に對して余が答へんとするのは本問題は單に難者の言の如く信仰上の事に屬するばかりでなく、大に歴史的研究の必要があると

本問題の研究には二面の要求あり

以下單に禪師といふ時は寒巖義尹禪師の略稱とせり

いふことである、故に余が此研究の目的には、自ら二面の要求がある

第一に歴史上の問題として、本研究の要は、今後佛敎史、又は禪宗史を著はして、人物本位若くは本位でなくとも、列祖の傳燈を明さんとする人に對しては充分に禪師が法系の謬傳を諷正して其正統を記載して貰はねばならぬといふ願望がある、既に序文中にも一言した如く、余が日本佛敎史綱を繕いて、初めて此研究に心を寄せたのも其動機は全く此に在るのである、而して此願望を成就せん爲には、最も公平にして該博なる知識を以て、充分に歴史的研究の結果に待たねばならぬ、更に詳言すれば、此範圍に於

ては決して寒崙兩派の法系を混すといふことを望むのではなくて、將來歴史を著述せんとする著者の参考資料に供して、古來の謬傳を混さんとするのが正しく此範圍に於ての要求である。是に對しては此問題を歴史的に研究するといふことは、最も必要のことであると信ずる。

第二に信仰上の問題として、余は此法系を正して其結果永祖の直嗣説を主張しても、是に由つて大慈系の室中を訂正しやうなどの考はない。是は今日となつては望むでも得べからざることとは明かであり且は一種の惑乱と誤解せられないでもないから、其は斷じて要求せぬ。然しながら彼の元祿九年丙子九

月に、大慈七十七世の龍谷吟公が官命を帯びて出府の因み、遠州普濟寺に立寄つて徹通説を主張して以來、興聖萬安和尚の説と相和して、普濟寺の寺院が餘程是に雷同した傾向が見える。現に昨秋森口惠徹師が宗命を帯びて大連に赴かるゝ時に面談して話頭いつしか此法嗣問題に及んだのであるが、同師の現住地なる鳥羽の常安寺は、普濟系の巨刹であるのに先代までは四祖の牌を列して禪師を徹通の下に位次してあつたのを、同師が妙嚴寺の例に準じて改めたとのことであつた。常安寺すら此の如くであるから、況んや普濟下七百ヶ寺中には、此例が餘程あるに相違ない。是等の如きは余が研究の結果にして幸に

二
本問題研
究の必要

誤りなしとすれば是非共我が正統派によつて正さなくてはならぬのであつて、之を正すには先づ歴史的研究所の資料を根柢として、更に信仰上の問題に入り、以て之が實行を期せなければならぬ、是れ余が第二の願望であり、要求である。

此二面の要求がある爲に、此問題を討究し、闡明するといふことは、大に必要であり、大なる意義を存して、之が法孫たる余等が、此重大なる責任を完うするといふことは、一に我が師祖に對する恩海報答の一滴であると信ずる。

一
本問題研
究の方法

第二章 考 證 一

禪師嗣承の問題は禪師の御嗣書が嚴存して居れば、勿論問題にもならぬのであるが、弘安六年に創立せられた鎮西洞門初開の道場たる大慈寺は、其後二百四十年即ち永正十七年に當つて、不幸にも兵燹の爲に一山灰燼に歸してしまつた。察するに禪師の御嗣書も、其他禪師以來傳はつた諸記録も、大慈寺に存したものは、悉く此時に失つたのであらう。従つて今となつて此問題を解決するには、諸方に散在して居る史籍を涉獵して、最も公平に、且つ歸納的に、彙類し類推し、最後に一系の理路を辿つて是非の斷案を下

二
禪師の俗
系に就いて

すより他の方法はないのである、然るに古來の史籍は惜い哉多く獨斷の弊に墮り、殊に洞上聯燈錄の寒巖章などは其最も甚しきものであるが、是は後段に至つて詳にするとして、余が本編を草するに方つては出來得る丈け此弊を避けたいと思ふのである。

禪師の嗣承問題に入るに先つて、順序として其小傳を記せねばなるまい、さて禪師の俗系に關しては古來二種の異説がある、一は禪師を以て順徳帝の第三皇子とする説で、他の一は禪師を以て後鳥羽帝の第三皇子、順徳の同母弟とする説である、前説を主張する史籍は、延寶傳燈錄、本朝高僧傳等であるが、後説を主張するものには、肥後國史、寒巖義尹禪師傳、大慈

寺舊記、菊池傳記、銀臺遺事、洞上聯燈錄等の數書が存する、何分此時代は後鳥羽、土御門、順徳の三帝が隱岐、佐渡、土佐の如き絶海の孤嶋に流され給うて我が國史中前後に比類なき大慘劇を演じた時代の、皇子であるから、系譜の上に此異説を生じたのは當然のものであるが、今二説中孰れが正統であるかを決するのは穴勝ち難事ではない、先づ前説を主張する二書は共に釋門の正史であるけれども、本朝高僧傳が順徳第三子説を主張して、後鳥羽の皇子となすは非なりと斷じながら、其理由を挙げざるは是れ明に獨斷論であつて信ずるに足らぬ、延寶傳燈錄は禪師が嗣承の系譜に對しては用意周到であつて決して獨斷的

主張をなして居らぬことは、其凡例の文に明かであるが、俗系の考覈には餘り力を用ゐなかつたと見ゆる、殊に晒ふ可きは禪師の父を順徳と記しながら、其母を修明門院と記したる謬傳である。思ふに修明門院は後鳥羽の後妃であつて、若し禪師が眞に順徳の第三子ならば、母は同帝の後妃東一條院でなくてはならぬ。此誤りは恐く増鏡ふち衣の卷に「この御さしつぎの宮猶おはしますは修明門院養ひ奉らせ給ふめり」とあるより來つた者であらう。然も此にこの御さしつぎの宮とあるのは、順徳の第二子即ち淡路廢帝の次きの宮を指したものであるから、其を禪師とするの誤りなるはいふまでもない。次に後説たる後

禪師御年時に六十

註して曰九條廢帝（承久三年七月九日被奪位、自高陽院廢幸九條殿、故稱九條廢帝）が順徳帝の第一なりや否やてふことは、寒巖師が後鳥羽の皇子なりや、順徳の皇子なりやを決する根本問題

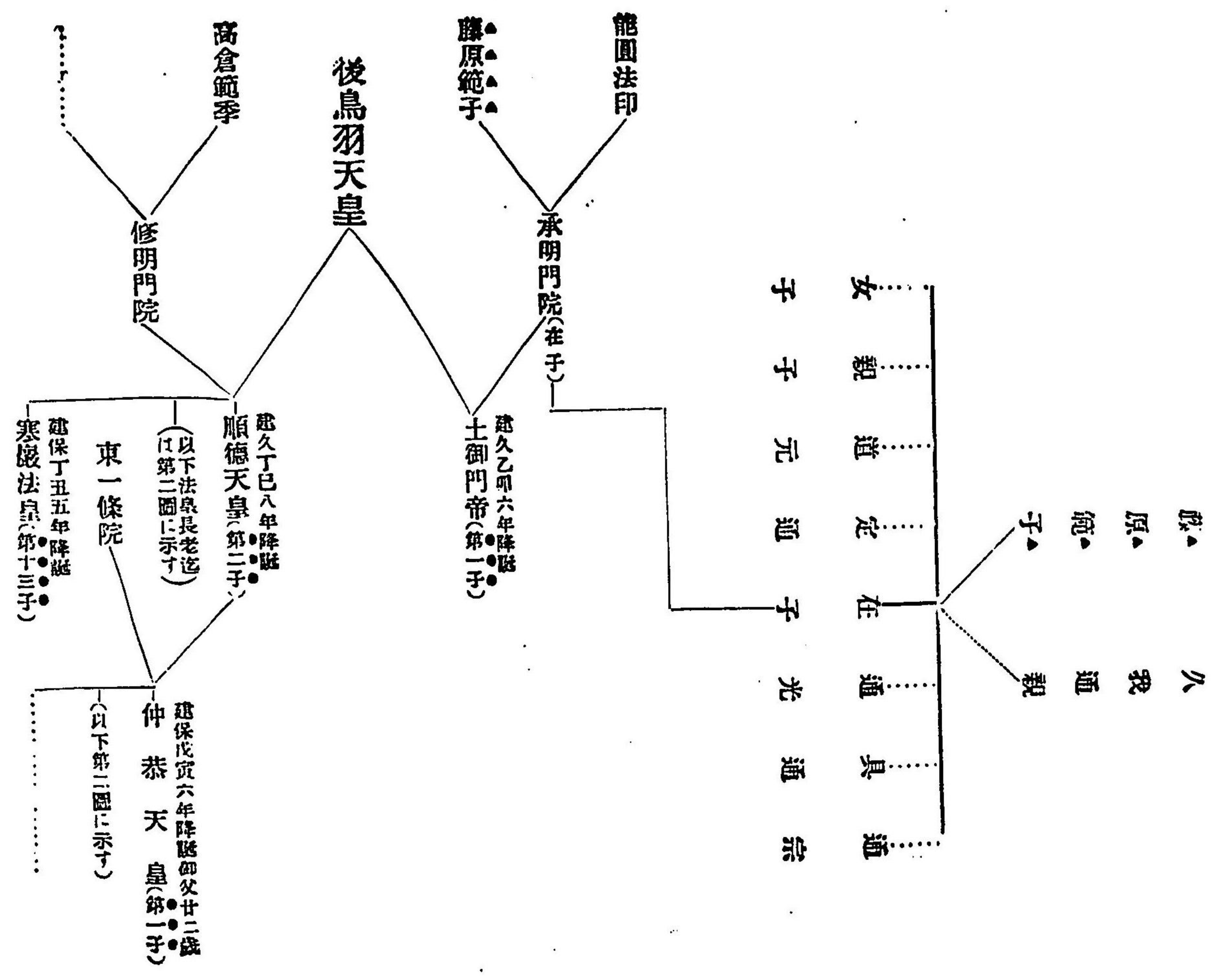
鳥羽の皇子順徳同母の弟たることを主張する史籍は、上に列擧する如く其數に於て多きのみでなく、寒巖義尹禪師傳に「建治二年丙子於益城郡建極樂寺爲悲母修明門院薦福」といふ文があるのが最も有力なる典とするに足り、即ち此文に據れば、後鳥羽帝の後妃修明門院は正しく禪師の悲母であつて、此悲母薦福の爲に極樂寺を建立したといふ事實を証するものである。猶ほ禪師を順徳の皇子として如何にして成立せぬ有力な史實がある、其は仲恭天皇は順徳の第一子たることは正史に明記し上冠に註する所、一點の疑ひもないが、此仲恭帝の生年は建保戊寅六季順徳廿二歳の時の御子なることも正史の

なれば最も精密なる觀察を要す然るに當時三帝同じく遼島にさすらへ給ふ太乱の御代なりしを以て三帝の皇子亦た其厄に坐して諸方にますらへ給ひければ紛糾錯綜皇系なかくに明ならぬも理りなり、今九條廢帝(即仲恭帝)を順徳第一の皇子とするには左の數番を典據とす

●本朝皇胤紹運録(詳書)

明記する所である、然るに禪師の降誕は其前年なる建保五年丁丑であるから、若し禪師を順徳の皇子とすれば、末子が長子よりも前に生れたといふ矛盾の破綻を來すことになる、順徳の皇子説が誤傳であつて同時に後鳥羽帝の皇子土御門の異母、順徳同母の弟となす説が正當であることは如上二個條の理由によるのである、

禪師が順徳の皇子でなくて後鳥羽の皇子であるといふことは既に明瞭となつたが、果して然らば後鳥羽の第何子であるであらうか、古來禪師を後鳥羽の皇子と主張する限りに於ては悉く第三子と傳へて居る「菊池傳記」には



◎通親公の子中點線を用ゐたるは母公の御名不明なるに由る在子の少實線を用ゐたるは範子の御腹なることの明文あるに據る

◎永祖の姉君在子、通親公の女として古來其系譜に列するも實は龍圓法印の女なること、東鑑並に増鏡中の明文に據る

◎寒巖禪師は後鳥羽帝第十三皇子順徳の同母弟といふを以て正確とす

類從第六十六卷六十一頁
 九條廢帝
 忠成王
 彦成王
 善統親王
 尊覺法親王
 覺慧王
 明徳門院
 永安門院
 皇胤系圖(續)
 類從第六卷四十三
 順徳九條帝
 (第一子)
 皇年代略記
 (類從第三十二卷第一輯)
 順徳成徳成順徳第一子

開基寒巖義尹和尚は、後鳥羽帝第三の皇子、母は贈左大臣藤原範季の女重子、修明門院と云ふ

また「大慈寺舊記」には

抑々開山大和尚は、後鳥羽帝第三皇子にてまします故にや、御繪旨にも當寺の重貴酷だ他境に超えたりと遊ばし下され、開祖在山の時分は、勿論天和の頃までは勅請住持勅使も、毎度下向ありて、住僧も紫衣參内あり云々

また「肥後國史」第三には

大慈寺大梁山禪宗洞家、越前國永平寺末寺也。寺領高五十石。外に僧録料現米五十石。龜山法皇勅願紫衣の道場。曹洞の禪刹也。開基寒巖和尚諱は

増鏡「あど
ろのした」

攝政殿の姫君
に
(東一條院)まゝ
り給ひていと花
やかにめてたし
この御座に建保
六年十月十一日
の御子(順成)生
れ給へり………
十月廿一日やが
てみこになし奉
り給ひておなじ
き廿六日坊(東
宮)に居給ふ、云
々又同書「新島
しり」に「承久
も三年になりぬ
四月二十日御門
(順徳)おりませ

義尹。後鳥羽帝第三の皇子。母贈左大臣藤原範季
娘重子。修明門院と號す。乃ち順徳帝同母の御弟
なり云々

是等は先づ其一般であるが、斯くの如く後鳥羽の皇
子説を取るに於ては第三子といふに一致して居る
然しながら禪師を其第三子とすれば、此に一の疑問
が生じて来る、其は順徳帝が後鳥羽の第二子であつ
て、其降誕は建久八年丁巳なることは圖表に示す如
くであるが、それより禪師の降誕たる建保五年丁丑
までは丁度二十一年の距りがある、順徳が第二子で
禪師が第三子とすれば、此二十一年の間、一子もなく
て廿一年目に禪師が誕生せられ、それより急に他の

給ふ春宮(順成)
四にならせ給ふ
にゆづり申させ
給ふ」云々此二
文並に前三番に
よつて九條帝は
順徳の第一なる
こと及び建保六
年の誕生なるこ
とを知らる

數多の皇子が誕生せられたことになる、一代要記に
據るに後鳥羽の皇子は二十三人列してある、其中で
出家せられた方が十三名あつた、其他史上に漏れた
皇子が幾人あつたか知れぬ、此多數の皇子中第二子
から第三子まで二十一年間も皇子女がなくて、二十
一年目から頼に此數多の皇子女が降誕せられたと
いふことは如何にも不自然であつて事實上有り得
可からざることである、

是は單に推論上第三子説を否定したのであるが
更に進むで是を否定すべき歴史的事實がある、其は
即ち別表第二圖に示せる如く後鳥羽の皇子が得度
の年代である、是は現に京都東寺に存する有力なる

史料であつて、歴朝帝王並に親王の得度授戒を記したものであるが、彼の圖表中得度及び入室の年代を明記したものが御三方ある。其中道助法親王の得度は建永元年十月十七日と明記してある。然るに此年次は禪師建保五年の降誕に先つこと實に十二年前である。禪師よりも十二年前に得度した道助法親王は、圖に示す如く後鳥羽の第四子である。是に於て若し禪師を第三子とすれば、第四子の道助親王は少くとも十二年前に生れて、第三子たる禪師が十二年後に降誕せられたといふ破綻が起つて来る。即ち前に禪師を順徳の皇子と假定すれば、末子が長子よりも先に生れたといふ矛盾を來すと同一不都合か生

じて来る。更に又圖表の如く尊圓法親王は禪師の生年即ち建保五年に入室されたとある而して此皇子は後鳥羽の第八子であるから、禪師を第三子とすれば三子から八子まで建保五年の二ヶ年に六人の皇子が降誕せられたことになる。如何にお腹が異つて居るとはいひながら、斯くの如きは亦是れ有り得可からざること、現に道助法親王から尊圓まで生年も異り、特に尊圓法親王は入室が建保五年であるから、降誕は勿論其以前であることは曲説するまでもない。

以上の史實に徴して禪師が其第三皇子でないとは最早疑ふ可き餘地はない。然らば禪師は果して其

今の御門は土
御門を指す

ない、全くは養女である、其證は「東鑑」に

土御門院御諱爲仁。後鳥羽院第一皇子。御母承明

門院。内大臣通親公女。實法印能圓女云々

とある。又増鏡おどろのしたの巻に

今の御門の御諱は爲仁と申しき、御母は能圓法

印といふ人のむすめ、宰相の君とて、仕ふまつれ

るほかに、この御門生れさせ給ひて、後には内大

臣通の御子になり給ひて、末には承明門院とさ

こえき云々

とある。此に能圓法印といふは藤原顯憲の子で、法性
寺の執事であつたが、其妻に藤原範子といふがあつ
て、此間に在子といふ一女が生れたのである、然るに

此圖の系統に
關しては別紙
系圖を参照せ
よ

在子の父能圓法印は彼の壽永四年の秋平家の没落と共に其身を戰場に碎き、妻の範子は愛女在子を連れて内大臣通親公に再嫁したものである。是に於て前に引證した二文の如き事となつたのである。して觀れば在子は正しく範子の連れ子であつて、其時は既に在子の兄君に列してある通宗、具通、通光の三人は生れてゐたのであるから、以上の三人と在子は勿論腹も胤も異つて居る。若し高祖の御兄弟八名中在子以下が一つ腹ならば、高祖の御母は正しく藤原範子の方であるけれども、關白基房公の息女とあるから、是も腹が異つて居る。故に八人の御兄弟は在子の方を除いて胤は同一人のやうであるが、腹は少くと

—(〇=)—

も三名に別れるやうである。斯く斷ずる時には通親公は如何にも淫靡破倫の行ひがあつたやうであるが、是は今日の倫理道德を以て律することは出来ぬ。尤も鎌倉の方は尼將軍政子が有名な嫉妬心の強い婦人であつたが爲に、嫉妬は婦人が貞操の反映である所から、夫婦の道にも餘程道德倫常の觀念が進んでゐたが、京都の方は此時代殆んど雲上人の意識に夫道婦道などの觀念は上らなかつたのである。是は高祖の御兄弟に對する俗系上の所感であるが、兎も角も高祖と在子とは姉と弟の間柄なることは別圖に示す如くである。然るに在子は前に東鑑及び増鏡の文の如く、宮仕へして宰相の君として後鳥羽帝の御

—(一三)—

下文別紙系圖を
参照すべし

寵愛いと深く、謂ゆる後宮佳麗三千人三千の寵愛が
一身に在つたものらしい、遂に承明門院と申して土
御門帝を生まれたのである、其故に後鳥羽帝は高祖
の義理の兄君であつて、禪師寒巖は後鳥羽の皇子で
あるから、禪師は高祖の兄の御子となる譯で、正しく
義理の姪である、猶ほ禪師の御兄土御門帝は、高祖よ
り僅か四歳の長年であつて、御幼時は高祖の御父通
親公の家に養ひ申し上げたなど、増鏡に明記して
ある所を見ても、當時の久我家が皇室の御一門と極
めて深い御間柄であつたことが推し測らるゝ、此實
縁上から觀察しても、禪師が永平高祖に師事せられ
たのは、偶然ならぬ、因縁の有ること、此事實から推

四 寒巖禪師
と如淨禪師
の生年並に
寂年

しても禪師が高祖の室に入るを厭うて入宋せられ
たなどの説は、後世の捏造といはねばならぬ、是で禪
師俗系の考證は略ほ其要を盡したのであるが、次に
考證す可きは

禪師の生年と、如淨禪師の寂年である、此關係が後
の斷案に有力なる考證となるのであるから、従つて
一言して置かねばならぬ、禪師の生年は其寂年が正
安二庚子八月廿一日、八十四歳にして化すと諸史悉
く一致して居るので、是から逆算して、建保五丁丑の
年に生れられたことも異説はない、即ち徹通禪師は
承久元年の生誕であるから、禪師は价公よりも三年
の年長である、次に如淨禪師の寂年は、會元よりも、嚴

統よりも、最も確實なるは如淨錄の右に出づるもの
はない、同録に據れば淨祖の寂せられたのは、正しく
大宋紹定元年で、我が安貞二年に當つてを、即ち永
祖が歸朝せられた翌年である、さて禪師が建保五季
の生年から、淨祖の寂年なる安貞二年までを打算し
てみると、丁度十二年を経過してを、是に由つて之
を観れば淨祖は禪師が十二歳の時に化寂せられた
もので、禪師は未だ叡山に得度せられない以前であ
る、此事實は後に至つて禪師が如淨に參じたといふ
妄誕を破する唯一の鐵槌である

次に禪師が十七歳の時、即ち天福元年癸巳、永祖興
聖寺の建立があり、其二十歳の時には、同じく永祖興

五
禪師始めて
永祖に見え
らる

六
禪師永祖の
室に入つて
大事を授か
り給ふ

建
搦
記

聖に於て開堂あり、懷辨禪師を首座に充てられた、仁
治二年禪師御年二十五歳、臺嶺を下つて始めて興聖
の會下に永祖に見えられたのである、又徹通禪師も
同じく此年を以て、始めて永祖に見えられた、是等の
年次に關しては別に異論もない

次に禪師年二十六歳、仁治三壬寅五月一日、親しく
永祖の室に興聖に入つて、證契即通佛心印を受けら
れたのであるが、此處が後世異論の生ずる所で、本編
を艸して辯を要する眼目である、是は以下漸次項を
追うて論證するとして、此には單に其典據を明して
置くに止めやう、第一には彼の永平十三世建搦和尚
が、元古佛の年譜を録せるもの、即建搦記中に

大事並に法弟義尹の事に關する考証は後段に論述せん

傳戒式跋文

命天和尙の自記

仁。治。三。年。五。月。一。日。義。尹。和。尙。二。大。事。ヲ。授。ケ。玉。フ。といふ文がある、次に建長六年九月九日、永平懷辨禪師が傳戒式の跋文に

右大宋寶慶元年九月十八日、前往天童景德禪師堂頭和尙、授道元、式如是、侍者宗端、知客廣平、侍者等周旋、行此戒儀、先師親筆之本懷、并傳受之、今法弟義尹藏主、依爲法器、聽許并傳寫已畢。

の文と、更に華藏曇公の嗣資宿蘆の命天公が、嘉吉元年傳戒傳法畢つて後、自記して
仁治三年寅五月一日、在興聖室、尹傳受之、正應六年己正月七日、在大慈室、士安傳受之、建武二年亥正月十六日、在如來寺室、至遼傳受之、云々

大慈錄

長蘆六傳曰

長蘆清了

天童宗班

雪竇智鑑

天童如淨

永平道元

寒巖義尹

空華集の一

空華集の二

の文と、更に大慈錄の中に

長蘆六傳至寒岩師翁、其道盛行、勝於永平師祖、植拂下出千四哲、其一日斯道、其二曰鐵山、其三曰愚谷、其四曰仁叟、云々

の文と、最後に周信義堂の空華集中送本知客頌序の一節に

惟吾先高曾永平師祖、出自眞歇氏、而爲本朝曹洞氏之權輿、視宏智之徒、猶魯衛也、而後嗣厥法者、曰大慈寒巖、々々之資、曰法泉仁叟、叟之克家、曰同安能翁、乃吾先提耳之師也

又同じく空華集中送芳上人歸紫陽詩叙に

上人字古桂、受業天菴義和尙、和尙嗣鐵山安、安嗣

寒巖尹[○]尹[○]嗣[○]永[○]平[○]元[○]元[○]之父乃天童老淨古佛洞水
逆流也。

是等の文を以て有力なる證左となすのであるが、猶ほ栗山泰音師の著なる日本洞上紀年にも、仁治三年の處に「永祖義尹禪師ニ大事ヲ授ク」と記入して永祖に見えられた翌年のことなるを示してあるが如きも、又傍證とするに足りる、恐くは總持僧藉壁山宗派圖、建擗記等に據られたものであらう。

禪師が入室して大事を受けられた仁治三年の秋八月、天童如淨録始めて渡來して、永祖は此時興聖の席に在つて特に香を薰じて語録到來上堂の會を行はれた、故に建擗記に

同年八月五日、天童如淨和尚語録ハジメテ到ル
同六日有上堂。

と記してある、其時上堂の法語は、左の如くであつて永平廣録の第一に出て居る

天童和尚語録到上堂。師乃起立捧語薰香曰。

箇是天童打踔跳。蹈翻東海龍魚驚。清淨大海衆如
何證明。良久云。海神知貴。也知價。留在人天。光照夜

下座與大衆三拜。

斯の如く淨翁の遺稿を蒐めた語餘も到來し、猶ほ永祖はそれまでに興聖の會に於て、天童忌上堂も屢々行はれて、其法語は廣録中數處に見えて居る如くであるから、同じ會下に侍した義尹禪師も、他の海衆と

八
禪師最初入
宋の年時

共に此法筵に列して居らるることは明かであつて従つて如淨禪師の示寂は其入宋以前に於て熟知せられたことも明瞭であるといはねばならぬ、此事實も亦後に禪師が入宋して、淨翁に参じられたといふ妄誕を破する好鐵槌である。

次に禪師か最初入宋の年時に就いては、二十七歳説と、三十七歳説と二様の異説がある。懶禪融公の列祖行業記や、法華辰公の決疑編等は前者で、其他聯灯録等は多く後者を取つてをる、然るに禪師が三十七歳は、建長五癸丑の年で、丁度永祖が寂を示されたこと同年である。(日蓮は此年を以て日蓮宗を開き、鎌倉には建長寺が建立された)是が爲に余は禪師が最初の入宋を以て三十七歳と爲す説に左

九
禪師再入宋
と初入宋と
年時の考證

祖することは出来ぬ、何となれば禪師か永平廣録を携へて入宋されたのは、下に考證するが如き理由を以て四十八歳即ち再入宋の時であつたことは、最早寸毫も疑點の餘地がない、然るに若し最初の入宋を三十七歳とすれば、此時永祖は既に寂を示されて居るのであるから、追孝の至情其遺文なる廣録は、正に此時に携へて入宋さるべきである、何を殊更に再入宋の時まで待たれやうや、故に最初の入宋は正しく二十七歳であつて、其後一旦歸朝された者が、文永元年四十八歳にして再び入宋せられ、此時入宋の動機は永祖の遺文を携へて行くに在つたと見るが至當である、尤も最初の入宋を三十七歳としても、淨翁は

既に示寂せられてから十六年も経過して居るから禪師が見えられたといふ妄を破するには些の矛盾はない

更に再入宋が禪師四十八歳の時で、文永元年甲子であつたことは、諸傳悉く一致して何等の異説もない、而して永平廣録を此時に携へて渡られたことは、廣録跋文に三高僧が、自署の日附に徴して明かである、即ち禪師は無外義遠公を瑞巖に尋ねて、序と跋とを受けられて居るが、此時宋の景定甲子十一月である、次には源寧退耕公を靈隱に訪うて、跋文を受けられて居る、是が正しく、其翌春咸淳改元乙丑の清明である、次に虚堂智愚公を淨慈に叩いて、同じく跋文を

禪師再入宋して
歸朝

受けられた、是が實に咸淳改元春三月のことであつた、此等の年月は各々跋文の終りに明記してあるのであるから、最も確實なもので、且つ景定より咸淳は正に禪師が四十八歳より九歳に亘らるる年次である、名山靈跡偏く探り盡して五十一歳の文永丁卯四季歸帆して暫く博多の聖福寺に倉居せられ、六十二歳弘安元年、鎮西曹洞初開の道場大梁山、大慈寺を創建せられた、是も弘安六年説と、元年説とあるが、今は享祿二年、後奈良皇帝綸旨の文に徴して、元年説を取つて置くのである、龜山上皇は特に禪師の徳風を聞いて紫伽梨及び宸翰の額を賜ひ、四隣其徳を崇尙して名を言はず、皆法皇長老と稱してゐたさうであ

十禪師の御
入滅

る。正安二庚子八月廿一日、世臘八十四歳にして化定せられた、一偈を留めて

八十四年 動靜得禪 未後一句 威音以前

如上は禪師の行跡中に於て、特に後人の疑問となれる點のみを列擧して考證的に論索したのであつて、其小傳としては未だ盡さざる所がある。幸に法華哲辰公の撰にかゝる禪師の略傳は、文簡にして頗る其要を盡し、且つ余が既に主張論考した年次と略は符合して居るから、今此に其全文を擧げて此項の結文に代へたいと思ふ

師以順德帝建保五年丁丑誕。後鳥羽帝子。母修明門院也。薙髮叡嶽。參見元和尙。仁治三年壬寅五月

哲長老師は弘安
六年脱なり是も
亦一説捨て難し

一日。師年二十六歳而在興聖室中。受心印於元祖。此年八月天童淨和尚錄渡來也。後嵯峨帝寛元元年癸卯。師年二十七歳南遊。及庸輩所傷。不幾而東歸。又過永平滅後十二歳。龜山帝文永甲子。師年四十八歳。携永平廣錄再南遊。同四年丁卯歸帆。抵博多。此年徹通和尚補永平席。師寓聖福三歳。肥之後州如來寺成。請師爲開祖。弘安六年癸未。創建伽藍。題掲曰大慈蓋師遊明州。愛大慈勝不忘懷也。帝賜紫袍。擧爲官寺。後伏見帝正安二年庚子八月二十一日。淨髮沐浴。說偈示寂。師氣貌卓然。出時輩。臨衆三十年。以先師語錄。扣法叔遠無外。序跋得證。而揚永平滅後光明者。專師之力也。遠公亦云。汝師橫說

豎説。實不謬爲寶林一枝。若依三家及紀年説。錯認
驢鞍橋。作阿爺下頷。

永正十七年門外の兵火寺門に延焼し、殿堂僧
舎悉皆烏有に歸す、住持洞春和尚再建の天許
を仰ぐ後奈良帝享祿二年、遂に大梁山大慈寺
に勅願繪旨を給ふ、中に「弘安元年御建立之靈
跡」なる文字あり、其全文は第四章下の上冠に
掲ぐ、参照すべし

一禪師の法
系に關する
史料

第三章 考 證 一

凡る禪師の嗣承に關して、史籍の徵す可きものが
十七種程ある、其中永祖の直嗣説を傳ふる者が、總持
寺僧籍と、壁山鐵公校纂宗派圖、空華集、建擲記、延寶傳
燈錄、廣澤命天和尙門脈自記、續諸祖傳、本朝高僧傳、普
濟開山華藏禪師略傳、懷昇禪師傳、戒式の跋文等であ
つて、其反對説即ち禪師を徹通价公の下に列するも
のには、日域洞上列祖行業記、永平寶錄、扶桑僧寶傳、洞
上諸祖傳、東流略譜圖、洞上聯燈錄等がある、然し此等
の諸史に載せられたる文を一々此に列擧するのは
甚だ煩はしくもあり、又兩説共其由來する所が略は

定まつてゐるやうであるから、其中歴史的研究の資料として最も價值あり、且つ兩説の代表とも見らるべき者を撰んで、之を比較論講することにする。此法に基りて前説を主張するものの中では、空華集を後説を主張するものの中には、行業記を簡ぶを以て最も公平であると考へる。其は禪師を高祖の嗣とする説で、版本となつて最も古いのが、空華集で、徹通下の嗣とする説で最も古いのが、此列祖行業記であるからである。殊に後説を主張する上記七種の史書は、悉く行業記に淵源して居るかの觀がある位であるから、此本こそ後説の典と爲すには根本のものといつてよい。

今兩本の比較研究を爲す前に當つて、特に論究して置かねばならぬ問題は、前に禪師の小傳中仁治三年五月一日永祖の室に入られた典として、建擲記義尹=大事ヲ授ケ玉フの文と懷辨禪師が法弟義尹藏主云々の文を引照して共に有力なる參考資料なることを斷じて置いたのであるが、是に對しては衣柳一流の血脈大事後作論もあつて、建擲和尚が大事を授け玉ふといふも嗣法のことにはなり難しとの疑難もあり、更に法弟義尹とある其法弟は必ずしも嗣法の意味ではないと論ずる説もあるので、此等の疑難に答ふる爲には大事に對する管見を述べ、法弟の文字を分拆して嗣法の意味なることを成立せねば

ならぬ、爲に特に此一項を置くのである

全体今日室中に傳ふる所の三物は、如淨禪師が永平高祖に授けられた其儘のものであるや否やといふことは大に研究を要することであるが、先づ三物の中、嗣書が淨祖から傳はつたことは現に祖山に現存してゐて、小杉楹邨博士が鑑査の結果國寶にまで編入されて居るのであるから世出世の人が共に之を信奉して疑はぬので、別に考究するまでもない、次には血脈である、血脈は果して衣櫛の説の如く後世に作成せられたものか否やといふに、余は是も宋土より傳來して高祖に至つたものであることを疑はぬ、其本證は面山老師が建斯記補註に、法燈國師年譜

の語を引いて左の如く示されてある

法燈國師年譜に云、仁治三年壬寅、師三十六歲、依城南深艸極樂寺元和尙、受菩薩戒、元入宋時、從天童淨和尙相傳之血脈也、元乃永平開山佛法上人也、……ユハ年譜ノ從天童淨和尙相傳之血脈也、トアルコト、今日ハ永平門下授菩薩戒の血脈ヲ授受スル根源ナリ

此文に徴する時は、永祖が天童淨和尙より嗣書と共に血脈を授かり給ふたことは明瞭なる史實である、と斷ぜねばならぬ、猶ほ管に然るのみならず、唐土に血脈の存せしことは餘程古いこととて、六祖法賢壇經の上に見えて居る、同書卷一、行由第一の文に

四 唐土の禪書
血脈の文字
ある始め

大事

五祖堂前。有步廊三間。擬請供奉盧珍畫楞伽經名變相及五祖血脈圖。流傳供養云々

の文と並に同書第五付囑第十の下に六祖自ら七佛及び歷代祖師の名號を説いて

慧能。是爲三十三祖。從上諸祖。各有真承。汝等向後。遞代流傳。毋令乖誤。

此二文に徴して少くとも淨祖以前宋土に歷祖真承の脈譜を圖した血脈の存せしことは明かである、既に此嗣書に血脈が宋土に存して、高祖が淨老から授かり給ふたとすれば、他の大事も亦存せねばならぬ存したものならば是も授かり給ふたに相違ない、然るに其大事は如何なるものでありしか、建旆記には

日本安貞元年

五 大事の變遷

之を記して

寶慶三年丁亥ノ冬。天童ニ告暇ス。即夜半入室。授芙蓉楷祖法衣。寶鏡三昧。五位顯訣。并自贊頂相云。汝以異域人。授之表信。歸國布化。廣利入天。莫住城邑。聚落。莫近國王大臣。只居深山幽谷。接得一箇半箇。勿令吾宗致斷絕云々

是に由つて之を見れば淨老は高祖に芙蓉楷祖の法衣と寶鏡三昧と五位顯訣等を附與して大事を表せられたものである、高祖は之を受けられて寶鏡三昧五位顯訣等の宗意を縮寫して、今日室内に傳ふる如き三物中の大事の形に一變し、之を後の兒孫に授けられたもので、高祖の時三物は嚴然として整うて居

三物中の大事は
永祖に在りし

典一

たものであると余は断定するのである、今其證左と
して最も典とするに足るのは永平廣録第一卷に
佛々正傳佛々箇中必有三物、驢胎馬腹牛皮、這裏
現成拂々

六
面山老師の
大事説

の祖語がある、此文に徴して觀る時は、永祖の御時に
佛祖正傳の三物が、整然として存したることは寸毫
の疑惑を要せぬ、然らば淨老の授け給ひし寶鏡三昧
五位顯訣の宗要を一變して大事の圖相に縮寫せら
れたりとの断定は何等の典據があるかといふに、其
は永福老人の述作せられたる「室内隨聞記」中に左の
文がある
元祖ノ葬祖ニ授與シ玉フ大事アリ地ハ落梅花

松巖寺は相州吉
澤に在り

永平寺所藏の古
文書中帝國大學
に來れる者にて
明全和尚が高祖
に與へたりとい
ふ眞筆の如き其
一なり

ハ紋綾ニシテ長サ六尺横一尺二寸金尺ナリ……
……圖蹟松巖室中ニ鎮護アルモハト毫モ違
フヲナシ中ニ嘉禎二丙申十一月十八日夜半道
元授與懷葬ト明書シアリ

是は永福老人が、祖山に拜登して、祖山の寶庫に秘藏
せしものを、直接に拜覽せられたるを右室内隨聞記
中に記して置かれたのである、余は不幸にして未だ
其を拜覽せな、又現存して居るか否かは未定であ
るが、反つて内部に在る人が氣附かざる珍書が今は
大學の史料編纂局に謄寫されて來て居るから、或は
嚴存して居るかも知れぬ、其は兎もあれ、面師が拜覽
せられたる正徳享保の頃までは嚴存して居たこと

は確實である、猶ほ此記事に關しては、室内隨聞記よりも秘書の上に更に其詳細を示して大に後人の注目す可きものがある

問うて曰、大事は永祖の時代に在ることなし、二百年以來の製作にして戒脈の圖説なりと云ふ人あり、此説もし是ならば佛祖正傳にてはなかりしか如何

永福老人示して曰、二百年以來の製作戒脈の圖説といふは、古法を知らざるなり、戒法傳來の譜圖は佛祖歷代新弟子までを聯書し、血脈と稱し得戒の師證に授受し來る圖あり、是に何の不足ありて圖に圖を重ね可きや、然あれども血脈の

下段に「菩薩戒者宗門之一大事也」また「禪門之一大事也」とあり、宋の元照律師の撰遺編と題せし書に菩薩戒を大事因縁といふ事あり、妙經に諸佛世尊唯以一大事因縁故出現於世とある語に基いて菩薩戒を一大事因縁と稱せしなれども、元と佛道の全体を一大事因縁と説き給ふことにて戒法に有りては一大事か戒法の稱、王三昧五位偏正皆是れ大事因縁と稱するなり、然あれば菩薩戒を一大事と稱するも、此道理なれども、菩薩戒はかりを一大事と限るにはあらず、今此大事は佛祖正傳にして、達祖の謂ゆる一花開五葉結果自然成、石頭の明暗、洞山の偏正回互、五位

顯訣大千界の有らゆる偏正回互にあらざるは
なく、佛々祖々此大事偏正回互の爲人度生なり、
訓訣だに合點ゆかば、大事も合點せらる可し、圖
蹟顯訣の旨趣なれば、大事は偏正五位なること
分明なり、二百年以來の製作といふは妄説なり
相州橋澤松巖寺は、峨山和尚の法嗣太山如元和
尙開闢の道場なり、予雲遊の昔彼の寺に一夏一
回留錫す、有る時^元山下の宜見といふ長老來り
十日ばかり留宿す、此長老方丈夜參の序に、大事
は血脈の圖説にして二百年足らずの人作なり
と語る、方丈云く血脈の圖説とは何の道理ぞ、二
百年足らずの人作とは何人の製作ぞと尋ねら

れしに長老云弊師の説戒に聞きし計り誰人の
製作かは知らざりけりと只茫然たり、方丈嘲笑
ふのみなり、是れ笑裡に刀あり、予靜に思ふ、大事
は恁麼の長老か道處にはあらず、別に甚深なる
道理ある可しと、其訣を拜問請益すること六七
度に及べども許容叶はず、空しく起單し、其秋冬
も彼國に住庵し、幾度ともなく請益すれども許
されず、翌春又彼の寺に登り、懇に願ひければ、汝
の志願の厚きに依りて、大切なる法寶なれども
拜見を許す可しとて、竊に予を室中へ召し、大事
を示して曰、箇は是れ當山の開祖如元和尚の峨
山和尚より授かり給ふ者なり」とて要訣共に拜

見を許されしなり、要訣は何人の手澤とも窮め難けれど、大事の下段は實に峨山和尚の眞蹟なり、難有焼香九拜し納め奉る要訣に曰

釋迦牟尼佛言諸佛世尊唯以一大事因緣故出現於世シカアレバ諸佛ノ出現ハ大事ナリ、大事ナル出現ノ於世ナリ、嫡々相承一花開五葉結果自然成ハ、第二十八祖ノ出現ナリ、石頭ノ明暗、洞山ノ五位顯訣、偏正回互、唯以一大事因緣ノ出現ナリ、イハユル五位ハ正中偏、々々中正、々々中來、偏中至、兼中到ナリ云々(以下記字解等に亘るを以て略す)

松巖室中にて拜見せしは此の如くなり、後に勅賜圓成實性禪師を祖山に謁參す、留宿の間に話

大平口訣洞
上五位頌
永福面山
老師作
一位妙存五位開
非思量處最奇說
衆緣應現兼偏五
諸有超過到至來
味々圓融如草莖
葩々行布似花梅
眼圖古今爲階級
蛇足妄論不忍貽

頭大事に及び、因に寶藏を拜見し上るに、元祖の并祖に授與し給ふ大事あり、地は落梅花の紋綾にして長六尺横一尺二寸金尺なり、圖蹟松巖室中に鎮護しあると毫も違ふことなし、下段に口訣あり、師資面授嘉禎二丙申年十一月十八日夜半道元授與懷并とあるもの實に永平古佛の眞跡なり云々

是は前に室内隨聞記の文を更に詳にしたもので、大事圖相が既に永祖に起源して居ることの唯一の的證であるが、猶ほ此斷案を確實にする爲に左の一節を擧して置く、永平廣錄第八卷に高祖が打一圓相云、這箇是沒量大事三世諸佛證此一段

奉願口上書は宗
統復古志下巻に
あり

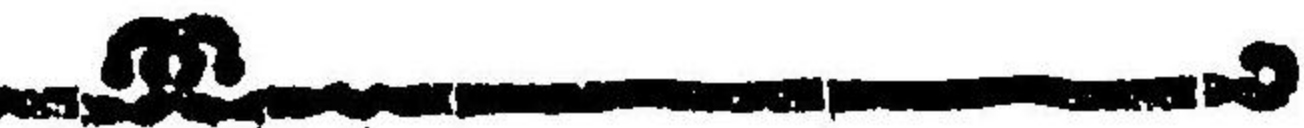
事。放。光。説。法。歴。代。祖。師。修。此。一。段。事。授。手。付。髓。學。般。
若。菩。薩。傳。此。一。段。事。以。爲。面。目。眉。毛。
是に由つて之を觀れば永祖の時三物が具足してゐたことは的歴であるが、其中如上の大事とは何を表詮したものであるか、大事の定義如何、箇は三物秘辨の示す所であるけれども、余は彼の五山老師が一生の心血を瀝いで時の奉行に上られた奉願口上書の中に、大事を解して

嗣書血脈内證之密意也

とせらるるのが、一言にして要を盡してあると信ずるのである、既に三物が高祖の時に整然として存したことの明證を得、大事が嗣書血脈内證之密意なる

ことが表詮せらるる以上は、彼の建搨記に仁治三年五月一日義尹に授けられた大事は明かに嗣法の意味を含むでゐて、大事稟受の當處直に師資證契即通の端的なりと斷ぜざるを得ぬ、乃ち高祖の直嗣説を主張する本證として彼の建搨記の文を引照するは最も有力であるといはねばならぬ、
次には法弟義尹の文字に就いて一言せねばならぬ、一体法弟とか法兄とかいふ文字は禪門常用の語であつて普通の場合には、決して嗣法の意味とはならぬ、永平廣録に遠公の序文なごにも「其徒義尹といふ文字があつて、其徒を解して直に嗣法の意味とし

嗣法道元禪師 肥之後州川尻大慈寺開山也



なぞ、註したのもあるが、是なぞも他の理由を附せずば決して公平なる釋とはいへぬ、然るに余が今此に高祖の直嗣説を主張せん爲に引證し來つた法弟義尹の文字は、決して單に一篇の語録や普通の書冊に在る文字ではなくて、何人も室中に傳へて洞上門下の洪範として居る菩薩戒作法式の跋文である、其跋文の中に懷井禪師が

今法弟義尹藏主、依爲法器、聽許並傳寫已畢

と記したのである、嗣法以上でない者に、宗門の一大事なる室内の傳戒を何故に井公か聽許して傳寫せしめられやうや、而して自ら法弟といはるるのであるから、分明に是れ井公は嗣法の兄尹公は嗣法の弟



而して等しく法を永平高祖に嗣かれた者たることを信じて疑はぬ、是れ余が此跋文を引照して、高祖の直嗣説に對する引證の一資料とする所以である

天童和尚忌上堂云、入唐學步失邯鄲、鼻直眼橫無兩般……上堂
天下太平鉢盂處々喫飯、萬姓安樂露柱時々開花、所以迦葉微笑
破顏、惠可禮拜得髓、直饒到這田地更參三十年、所以道不登太山
不知天之高、不涉滄溟、不知海之闊、若是箇漢納大地於一粒粟中
置大海於一毫頭上、華藏界常寂光、盡在眉毛眼睫之上、且道、這人
在什麼處、安身立命、拍膝一下而云、山川磨破草鞋底、到了方知被
眼睛、(永平廣錄)

第四章 考證 三

前節に於て列擧したる史料は何れも有力なるものではあるが、盡く其筆者が宗内の人である所から今は歴史的研究の必要上、反つて宗外の人、即ち第三者が此問題に對する見解を示せるものとして、高祖の直嗣説には空華集を簡び取つて行業記と對照することにしたのである(猶ほ空華集を簡ぶ今一つ他の理由は前章の始めに明した通り)而して徹通下の説を主張する者の代表として行業記を擇むだ理由は既に前章に述べた如くである。さて空華集と行業記とは何れも兩説の現はれて居る最も古くして、且つ最も有力と見る可きもので

一
空華集と行
業記撰述年
代の比較

あるが、先づ兩書に就て一考す可きは、其撰述の年代である。禪師を永祖の嗣と主張する空華集は、禪師が正安二年の滅を距ること六十二年、其嗣鐵山安公の滅後僅に二十四年、即ち延文四年己亥に撰じたものであるが、徹通下を主張する行業記は、同じく禪師正安二年の滅を距ること實に三百六十年、安公延元々年の寂を距ること三百二十三年の後、即ち靈元帝の寛文年間に撰じたものである。して觀ると前説を主張するものは、禪師の滅後僅に六十二年の時に溯ることが出來、後説を主張するものは、禪師の滅後三百六十年の末に現はれたことが知れる。況んや其他の徹通嗣説を主張する史書は、悉く行業以後に撰し

たるものであるから、此説は禪師の滅を距ること従つて愈々遠く、高祖の直嗣説に比すれば、實に最近のことである。是に由つて之を觀れば、禪師を徹通の嗣とする説は、行業記の出づるまで、即ち寛文以前の史籍には一も現はれて居らぬことが知れる。即ち徹通の嗣とする説は、今から二百四十三年前に漸く初めて出たものであるのに、永祖の嗣とする説は、今から五百四十二年程前に稿本として世に存したものであることが考證せられ、従つて兩者の間には大なる年代の相違があることも推定せられる。兩書年代の考察は大略此の如くであるが、單に撰述の年代が古いからといつて、必ずしも其説が確實であるとの

二
大慈再興の
事歴

永正十七年門
外の兵火寺門
に延焼し、殿
堂僧舎悉皆烏
有に歸す住持
洞春和尚再建
の天許を仰ぐ
後奈良帝享祿
二年勅願繪旨

斷定は出来ぬ、撰述年代の新舊を唯一の標準として其説の確否を斷定するといふことは、頗る危険なことであつて、聊か世間相違の難を免れぬ、是に於て行業記撰述の事歴を研究し、更に空華集の説に比して兩説の確否を判別せねばならぬ

行業記の撰述に就いては頗る精密に且つ沈着な考究を要するので、其遠因としては、先づ大慈寺再興の事から述べねばならぬ。大慈寺の創立には、前にも一言した如く弘安元年説と六年説とある。今は上に掲ぐるやうな典據の下に暫く元年説に従つて置く。弘安元年に創立された同寺は、其後二百四十年目の永正十七年に、門外の兵火が延焼して、殿堂は此時悉

を賜ふ其文に
曰
九州肥後國
大梁山勅額
大慈禪寺者
爲龜山禪定
法皇之御願
弘安元年御
建立之靈蹤
也、寺造成
就之後、手
自書之賜額
題今之寺號
是也、爾來
人皆呼之謂
肥後曹洞、
抑開山寒巖
義尹大和尚

皆烏有に歸してしまつた。従つて多くの古記録も亦
焼失したらしい、それから後に當寺五十七世洞春仁
公が再興を思ひ立つて、遂に享祿二年四月十九日に
後奈良帝の勅許を得、繪旨を仰いて堂塔を舊に復し
自ら其中興となつた、然るに仁公が中興の功は偉こ
す可きであるが、惜い哉四祖の牌を列するに當つて
漫に禪師の牌を徹通价公の下に列したのである、是
が抑々四祖の牌を次第して禪師を徹通の下に列し
た濫觸である。(或は傳へて此時大乘徹通系から來つて此中興の業を
助けたが爲に徹通の牌を安じて、斯の如く四祖を次第
したふ)
次に考究す可きは興聖寺の再興である、宇治の興
聖寺はいふまでもなく天福元年永祖の建立で、日本

即依彼仙院
之阜胤、宗
徒號法皇長
老(中略)當
寺之重貴酷
超于他境、
是以祝楓陞
無疆之聖算
祈柳營有德
之武運剩擅
守護不入之
威而去、永
正庚辰之歲
于戎動邦内
災火罹邊地
爲之殿堂樓
閣過半燬灰
燼、而勅額

曹洞初開の道場でありながら、其後殆んど三百年間
頽廢してゐたのを、仁叟下十二代の法孫で、大慈六十
五世大焉椿の嗣、萬安英種和尚が、興聖五世、山城淀の
城主永井信濃守尙政の歸依を受けて、慶安元年に再
興の工事を起し、翌年に至つて竣成したのである、是
れ實に彼の洞春仁公が大慈寺を再興して四祖の牌
を次第してから、約百二十年後のことである、萬安和
尙は自ら中興の祖となつて、自己が寒巖派下の仁叟
系である所から、態々法孫龍蟠(懶禪)の嗣、興聖七世を
遠く大慈寺に遣はし、同寺の次第に則つて興聖寺に
も四祖の牌を列せんとしたのである、此時龍公に接
した大慈寺の住持は果して何世で、何人であつたか

亦從之妖藥
斯何言耶、
因茲有門派
之一僧來、
而仰伏希再
興之天許、
其志不淺而
已、故下宸
筆載六字、
偏乃復舊貫
者可觀焉、
旨如此、仍
執達如件
享祿二年四
月十九日
左中辨判
當寺住持
禪室

は、正史の由る可きがない、思ふに恐くは七十六世白
堂紹圭和尚であつたであらう、其故は大慈七十七世
龍谷吟和尚は、元祿九年に東上して、普濟寺に淨觀の
嗣書を示した和尚で、白堂紹圭の嗣である、更に龍蟠
の嗣なる興聖八世梅峯竺信和尚は、有名なる元祿十
三年卍山老師の復古事業を助けた人で、即ち龍谷と
梅峯は同じ元祿年代の人であるから、其師なる龍蟠
と白堂も略は同時代の出世であることが推考せら
るると共に、龍蟠か萬安老公の命を齎らして大慈寺
に接した住持は白堂でなくてはならぬ、龍蟠和尚は
此時住持に旨を傳へ、大慈寺の祖堂に入つて、廢失後
彼の仁公が列して次第した四祖の牌を禮し、何等怪

三
興聖再興の
事歴

む所もなく興聖に歸刹して、法祖父萬安英公に見聞
のままを報じたのである、安公是に於て直に則つて
新に興聖に四祖の牌を安じ、遂に次第して道元、懷辨、
徹通、寒巖となじ、従つて態々遠く大慈寺に探つて順
定したのであるから、最も正確なりとして、法嗣懶禪
融公をして謂ゆる日域曹洞列祖行業記なる一書を
撰述させ、以て徹通寒巖としたのである
徹通の嗣説を主張するに根本所依の史典なる列
祖行業記は、實に斯の如き事由の下に撰述されたの
であるから、本書の價值は大略是に由つて評定する
ことが出来るが、猶ほ其文中禪師の傳に
師歳二十七入支那。時太白長翁禪師。道望傾天下。

師乃造焉。翁一見時加器量。云々
といつてある。禪師最初入宋説は此文の如く二十七
歳としても其時長翁禪師は既に化寂せられて十六
年も経過して居ることは、前に考證した通りである
十六年も前に化寂せられた淨老の器量を加へて貰
ふなどは、これこそ夜塘水を辱む痴人の夢といふも
のであらう。禪師を以て痴人に擬する其罪と、其妄寧
ろ晒ふ可きと共に、行業記が如何に杜撰であるかは
此一事でも明歴である

第五章 考證 四

禪師を徹通の嗣とする根本所依の典たる行業記
は斯の如く信憑する價值の極めて乏しいものであ
るが、是に對する空華集は、其撰述の年代が比較的
彼れよりも遙に古いといふ單なる理由以外に、大に
信憑す可き他の理由がある。抑々此空華集に編入せ
られて高祖の直嗣説を主張する彼の二文中「送本知
客頌序」といふのは、立庵本公が當時義堂周信の鎌倉
に寓するを訪うて其教を受け、鎮西に去るに臨むて
此序を書して送つたものである。然るに此立庵本公
は正しく大慈寺派仁叟下の法嗣であつて、是が義堂

の問ひに應じて、其法系を答へたものである。其處で義堂禪師は直に筆を秉つて、其言ふ通りを記せられたのが、即ち此送序の文である。此文は斯説を主張する邊の代表的史料であること上の如くであるから、今其全文を此に掲ぐる要がある。

送本知客頌序

聞之弓弦斷者、必須鬻膠而續之。宗脈絕者、必得法器而續焉。苟不得法器而欲宗之嗣、猶之不畜鬻膠而欲弦之續、不亦難乎哉。鹿峯立庵知客、蓋宗門法器也歟。庚戌秋、言旋肥陽、展本師之墓、山中宿德勝流、咸有伽陀之唱、而榮其歸。前巨福石室禪師、筆其後而褒揚之。菴臨去、迫冗、徵余叙問其家世。則菴之

言曰、在昔新豐祖師、以寶鏡三昧、五位顯訣者、夜半密授爾來、遞代相傳。至大陽玄公、而將絕斷者、以皮履直綴、寄其友遠錄公、遂得青鷹子、而付之。其傳復續。又三傳而得丹霞淳公、分爲兩派。曰真歇氏、曰宏智氏、而厥派流漸于東海者、爲白雲、爲西雲、實宏智氏之委也。惟吾先高曾永平師祖、出自真歇氏、而爲本朝曹洞氏之權輿。視宏智之徒、猶魯衛也。而後嗣厥法者、曰大慈、寒巖、々之資、曰法泉、仁叟、師之克家。曰同安、能翁、乃吾先提耳之師也。而自永平而下、三葉專以道自潛、不僥倖乎名位、是以家聲不耀于世。厥法幾絕、若懸絲之微、吾雖不敏、敢忘其本哉。嗚乎難矣。宗脈之再續也。若立菴其克續者歟。然而吾

宗無語句亦無法與人。由是論之謂寶鏡三昧也。五位顯訣也。皮履直綴也。此皆祖師事不得已姑表其授受而已。若吾宗妙者則父不能授於子。子不能受於父。惟自得於吾方寸之間而已。既曰不能授受何斷續之有。上人果妙乎自得之旨則同安先師肉猶暖在。謂其不然。秋雨乍晴行其時哉。

此文全体の意に由ると寒巖派下同安能翁系を嗣げる立菴本公は當時鹿峯即ち瑞鹿山圓覺寺の知客職を務めて居て然も可なりの英物であつたやうであるが本師の墓を展する爲に俄に西肥に歸錫することとなつたので一山の宿老が送偈を作つて其行を壯にしたらしい絶世の大文豪義堂周信も亦希ふが

まゝに一山の宿老が送つた偈頌の稿本に其叙こして書したものが即ち此に引照した一文であつて跋は巨福石室禪師の筆とあるから義堂の此叙も決して輕々に艸したものとは思へぬ殊に全文が嗣資法燈の論を以て冒頭から終りまでを貫き而して厥ノ法ヲ嗣グ者ハ寒巖といつたのは他家の義堂がいつたのではなくて大慈寺派の然も仁叟下の本公立菴其自身であつて其上に吾不敏ト雖モ敢テ其本ヲ忘レん哉とて法流傳燈の正しき次第を告げて居るの語に最も力がある此語實に如上法系の正統を述べて偽らざるを證するに百千斤の重きを爲すものであつて且つ斯く知客職まで務めて當時の宿老から

此行を榮せらるゝ程の本公が、自己の法系を偽つたり誤つたりして述るとは、如何なる反對論者でも考へられぬであらう。此の如き責任ある言を聽取して筆を此序文に染めたのが、即ち臨濟古今獨歩の大文豪なる義堂周信で、法系上兩派に何等の關係もなく全く他家の人が記したものであるから、従ひ而して此間義堂の筆に些の私がないといふことも推定することが出来る。是に對しても彼の「永平實錄」凡例に「空華集、延寶傳燈錄等、將錯就錯者、是他派之文字、不足責矣」といつて徹通の嗣説を主張するのは、如何にも獨斷的暴論といはねばならぬ。何となれば既に記述せる

が如く空華集中に厥の法を嗣ぐ者は寒巖といつて高祖の直嗣説を立言して居るのは、仁叟系の本公であつて、義堂は其を正直に筆したといふまでであるから、此説は決して他派の文字とすることが出来ぬからである。永平實錄著者程の識見と該博とを兼ねた大徳が、此文を一見せられたものとすれば眞逆に此謬斷は下されない筈であるのに、一言の下に他派の文字として獨斷論の誤弊に墮して居らるるの甚た遺憾であると共に、余の怪訝に堪へぬ所である。猶ほ此序に就いて附言を要するのは、彼の聯燈錄の著者嶺南恕公が、寒巖章中に筆せる獨斷の暴論である、今其所以を述べんに、恕公は其聯燈錄中、寒巖傳

に至つては全文を前に掲げたる永平實録に由つて決したものに相違ない、其は公が特に寒巖章なる一節を卷末に附して徹通の嗣説を成立せん爲に引證したものが盡く右の書から出て居るので分明する唯公の新見地ともいふべきは、延寶傳燈録に、禪師法を永平元に嗣ぐといふ者は、空華集に立菴本なる者の、偽言に出づこて、更に此立菴本公は想ふに同菴能翁下の眞子に非ず、従つて其立言は取るに足らずといふに歸して居る、抑々本公の説が決して偽言でないこと、の理由は何人といへども、虚心に彼の送序を一讀すれば知れること、猶ほ既に永平實録の説を駁する下に述べた如くである、然るに秀恕公は偽言

と斷定すべき何等の理由を附せずして漫に之を偽言となして其説を否定せんとするは何たる獨斷であらう、何たる暴論であらう、且つ又其上に恕公自身が同安の下に立菴本公を見出すことが出来なかつたのは、其れ丈け史料の蒐収が不充分であつたを省みずして、自己が見當らなかつたからとて此確實なる史上の人物を能翁門下から抹殺して、其説を否定せんとするに至つては、其陋と、其暴と、眞に言語道斷といはねばならぬ、若し公の説の如くすれば、周信義堂は謂ゆる眞子でない贋物、假作物の爲に、此叙を作つたことになる、周信義堂は果して斯の如き無眼子であつたであらうか、斯の如き瞎漢であつたであ

らうか、當時扶桑の大禪林たる鹿峯の知客職まで奉じ、去るに臨んで一山の宿徳勝流が、威く伽陀の唱酬を爲して其歸を壯にし、剩さへ巨福山石室禪師が跋文まで筆して、其別を遇せられたといふ立菴知客！當時否古今の禪林に名を轟かしたる大英傑義堂周信が「鹿峯立菴知客は蓋し宗門の法器なり」と推稱した立菴本知客！此の如き知客が斯る場合に、斯の如き人（義堂）に對して偽りを言ひ、而して同安能翁系の眞子でないものが眞子の如く偽つたとは、餘りに自己の曲説を主張せんが爲に、古文書を曲解する者ではあるまいか、又本公が全く同安下の眞子でないならば、何の必要があつて、偽りの言を爲さうや、古今送

序に人を假作した例は未だ聞かぬ、然ば義堂が眞子でない者を假託して此送叙を作つたともいへまい、聯燈録の著者にして若し虚心坦懷些の私を挿ますして正直に彼の送叙の全文を熟讀したりしならんには、右の如き觀察識は自然に胸裡に現じ來つて、必ず確實なる史料として傳燈史上に一人を増加したらん、甚だ惜む可きことである、假りに數歩を著者に譲つて、本知客は同安系の眞子ではない、従つて彼が永平直嗣説は僞言であつて、空華集中の此一文は信憑するの價值がないとしても、今一つ同じ空華集の他の場處に是と同一説を立證するに有力なる送序があるが、著者は之を如何にするか、恕公は本集中

單に立菴知客の叙のみを引いて之を駁し、而して一言も今左に掲げんとする同集中の他の一文に及んで居らぬのは、之を通覽せないのでか、或は通覽しても其辭に窮して強ひて省いたのであるか、何にしても杜撰と獨斷の誹りは免れぬ

送芳上人歸紫陽詩叙

紫陽芳上人。廼學佛心宗者也。上人志學而出遊。犯風濤。衝豺虎。水陸間關。不遠數千里而來也。駐錫相陽之鹿峯。大法禪師職以待客。職解尙羊乎白雲幽石之間。從無外林翁伯叔游者三年。丙辰夏。遽以母老。冒暑而旋。其友舟濟。引率群衲能詩者若干。形於簡而餞之。編成濟川過南陽竹居徵叙於空華子。昔

孟子與母賢而能教子。三徙其舍。擇隣而處之。子與廼學。聖人之道。受業子思。及乎歸省。其母適據於機上。以刀斷其機。而責曰。子之廢學。猶吾斷機也。於是子輿服膺而退。益學弗息。遂成命世亞聖之大才矣。噫。今吾學佛之徒。辭親游于四方。炙于師友。時或歸寧。不使其母斷其機也。蓋罕矣。吾恐上人歸太早。其學中而廢。不窮乎心宗之奧。而斷乎母氏之機。故不以不文而辭。直書孟母事。私而告之。上人苟不以不文而廢言。信而弗疑。勉而弗怠。則心宗之學。不待母氏斷機而成也矣。上人字古桂。受業天菴義和尚。和尚嗣鐵山安。安嗣寒巖尹。尹嗣永平。元。元之父。乃天童老淨古佛。洞水逆流也。

立言

とあるが、猶ほ此外に古桂芳公に對しての送序は今一文掲げられてある、要するに聯燈錄の著者の言の如く、假りに前の本知客を能翁系から抹殺して其言を偽りとした所で、今此文の立證は如何にするであらうか、如何に妄斷を爲し、私を交へても、斯文まで抹殺することが出来なかつたと見えて、一言も是に及んで居らぬとして見れば、彼を殺して、此を活かし、謂ゆる是れ前門に虎を拒いて後門に狼を進むる者といふべきである、殊に吾人は前文と本文とを對照して新たなる一斷定を得ることを看過してはならぬ、即ち前文に於て永平直嗣説を立言せしは仁叟派下の嗣資で後文に於て斯説を立言せしは鐵山派下の

五 南北朝まで
兩派室中の
形勢

六 空華集信憑
理由第一

嗣資でふことである、是に由つて之を觀れば、此空華子時代即ち南北朝時代までは仁叟下も鐵山下も共に永平の直嗣説を取りて此間に何等の異論も争論もなかつたこと、而して第三者たる空華子、此記録を遺すからには一般の間にも亦禪師は永平の直嗣である、と信じられてゐたことは明確である、即ち此有力なる史實に徴しても、此争論は遙に後世のこと、で前に斷定した如く、此争ひは行業記以後に起つたものであるといふことに歸結せねばならぬ、之を要するに余が空華集を以て永平直嗣説の史料としての代表的價值ある書冊として、其撰述年代が古いといふ單なる理由以外に本集を揀び取つた第一の理

由は、正しく如上の詳述に存するのである。次に空華子周信の出世は、鐵山の嗣資天菴及び東洲と同時の人であつて、空華集は天菴の示寂康安元年から三年前、鐵山安公の滅後僅に二十四年目に成つたものである。即ち單に今から五百四十餘年前の古書といふばかりでなく、空華子の出世と、其序文の成つた時が、上に擧げた人達と最も近いといふのも、本書信憑の價值を重んずる所以となる。是れ本書を採び取つた第二の理由である。

次に全體法脈を貫ふ本宗は、各自室内の脈譜こそ最も的確である可きて、従つて此問題を解決するには、是が何より典據をなくてはならぬけれども、今歴

史的研究の資料としては、極めて價值の乏しいものである。如何となれば、大慈寺派の人が、淨瀝の嗣書を唯一の典とすれば、他の普濟寺派には華藏曇公の眞筆の嗣書が嚴存して居るといひ、終には兩派の水掛け論となつて、無益の爭論に畢るのである。其故に之を裁決するには、ドーしても第三者の筆に成つた的確なる史實を假り來るのが、最も公平であつて且つ穩健な方法といはねばならぬ。此點に於て既に第一理由の下に考證したやうな信憑の價值ある本書を以て之を斷ずるといふことは、最も公正明確な裁決法といはねばならぬ。之を本書を簡び取る第三の理由に數へても不條理ではあるまい。

斯の如き理由の下に、空華集の價值は杜撰なる行業記の到底及ぶ所でないことは明瞭である

非超宗異目。慥暴生。瘳峭壁。乖匪孤。危嶮。純何足以起。袞僧。瞑眩之疾。拔邪見。枝蔓之根。在上古。不之居。今爲誰。太白老人。淨禪師。奮然一出。獨振此風。諸方。憚之學者。畏之。

日本元公禪師。截海南來。直入其室。向心身。脫落處。喪盡生涯。歸坐故山。盡情。許諾。其徒。義尹。採樵。狐涎。欲爲。序引。則爲之。曰。汝師。橫說。豎說。未嘗動着。舌頭。莫錯認。驢鞍橋。作阿爺。下頷。

景定甲子十一月旦

無外義遠書

第六章 考證 五

既に兩書の價值を對比して、徹通の嗣とする説の史籍が、信憑することの出来ぬものであることを述べた以上は、是にて歴史的研究の範圍に於ては、兩説の正否全く解決されたものである。故に本章には進むて信仰上の問題に入り、彼の行業記以上に徹通系が唯一の典としてをる淨熙の嗣書に就いて考索すべき順序となつた。既に前にも叙した如く、雙方が互に嗣書を取り出して議論を闘はす事になると、最早の論となつて来るのであるが、洞上聯燈録が、寒巖章の考證に、之を唯一の典として決して居るので、特

一
淨熙の嗣書
に就いて

に一章を設けたのである。若し聯燈録が嗣書によつて決するのならば、何故に大慈寺系の嗣書のみ採用して、普濟系の華藏曇公の嗣書を参考とせぬのであらうか。聯燈録の著者が、甚だ偏頗なる獨斷論は、最も明歴に這邊に暴露して居るといはねばならぬ。

然るに斯く徹通嗣説に根本の證典たる可き淨淵の嗣書は、不幸にも正しき者でないといふことを、彼の哲辰公が遺記して置かれた。其記載に因ると、元祿九年丙子秋九月に、大慈の住持龍谷和尚(大慈七十七世)が、官命を蒙つて出府した歸路、濱松を過ぎて普濟寺に立ち寄つた。其時に寒巖禪師が淨淵に授け給ふたといふ嗣書を開いて、普濟派の尊宿に見せたとい

ふことである。普濟寺では此時門首と近末を従へ恭しく希有の思ひを爲して薰沐拜覽せしに、其嗣書といふのは紙製であつて、然も其紙といひ墨痕といひ如何に考へても四百數十年前の眞書であると鑑定することが出来なかつたと記してある。是を讀むて余は其紙質や墨跡の鑑定よりも、先づ第一に其嗣書の地質が紙製であつたといふことに、疑念を挿まざるを得ぬ。何となれば眼藏を拜覽して見ても、嗣書に梅華の紋綾地を用ゐるといふことは、唐土以來の古風であつて、今日の如き祖風の廢頽した時代でも、心ある者は嗣書を紙をこて印記する者はあるまい、よも心のないものでも、嗣書丈けは、帛地にて梅華紋綾

二
疑點第一

の古風に疑するのである。況んや永祖の寂後、皮肉猶は暖かな時の寒巖尹公が、其嗣淨灑に授けられた嗣書が、紙製であつたといふことは、如何に公平に考へても疑念を起さざるを得ぬ。是れ此嗣書に對する疑點の一である。

次には淨灑といふ名についても、大に一考を要する。或は斯道淨灑といひ、或は仁叟淨灑といひ、或は斯道紹由といひ、又は仁叟齋希をさすも其名が一定せぬ。而已ならず寒巖遺稿中師の傳には「出四哲、曰斯道紹由、鐵山士安、愚谷常賢、仁叟齋希」とあり、又大慈輪住簿記にも是と同じ名を列して淨灑といふ文字は見當らぬ。空華集にも本知客が法泉仁叟といつて淨

三
疑點第二

灑といはぬ。然らば宗派圖や、聯燈錄の説も頗る怪しきものとなつて、遂には其主人公の歴史的存在を疑はざるを得ぬことになる。是れ此嗣書に對する疑點の二である。然し予は聯燈の著者が立菴本公を抹殺した如く獨斷的に此一人を抹殺するのではない。以上二個の疑點によつて、宗派圖と、聯燈錄の立論も其根柢が動搖して來る譯になる。更に聞く所によれば、近來大慈に保存してある淨灑の嗣書は、正しく梅華紋綾で頗る新らしい地であるといふことである。又其地の黄色まで嚴然として居るといふことである。既に元祿年間に紙製であつたものが、今又此絹布で、然も最も變色し易い黄色が其儘であるとは、如

四
嗣承に對する
總評

何なる理由であらうか、それとも哲辰公の記録が兒孫を偽つて居るのであらうか、這邊は公明なる先宿後賢の裁決を仰ぐのみである。

淨熙の嗣書に對する著者の所論は大凡そ右の如くであるが、猶ほ此論に對する古文書の中に存する所の「寒巖禪師嗣法評」の一文は、大に此間の消息を窺はんとするに資するものがあるので、左に其全文を和譯して本章の結論に代へる。

近年開板する所の永平實錄に曰、寒巖淨熙に授くる所の嗣書大慈の室中に秘在する者、道元懷辨義价義尹淨熙恁麼次第昭々明々として、日月を掲ぐるが如し、是れ行業記の説に培々益々其本根を堅うす、天

下人敢て撼得するを能はず、然りと雖も、古より其異説無きには非ず、予住山歳久うして、今晚景を惜むて、偶々紀年録を拜覽するに、仁治三年の下に曰く、五月一日義尹を接許して心印を通ずと、此文を以て之を古に稽ふるに、靈源清禪師其子甘露卓長老に答ふる書に曰く、靈鑑既に通ず之を法嗣と謂ふ云々、靈源の言ふ所に依る時は、則ち今心印を通ずと謂ふ者は、果して義尹永平の密付に非ずして何ぞや、空華集に長蘆六傳して寒巖師に至るは他家の言と雖も、用るて證と爲すに足れり、啻に然るのみに非ず、扶桑國を觀見するに寒巖の一宗普濟より盛なるは無し、其室中の嗣書寒巖を以て永平の嗣と爲し、懷辨義价を載

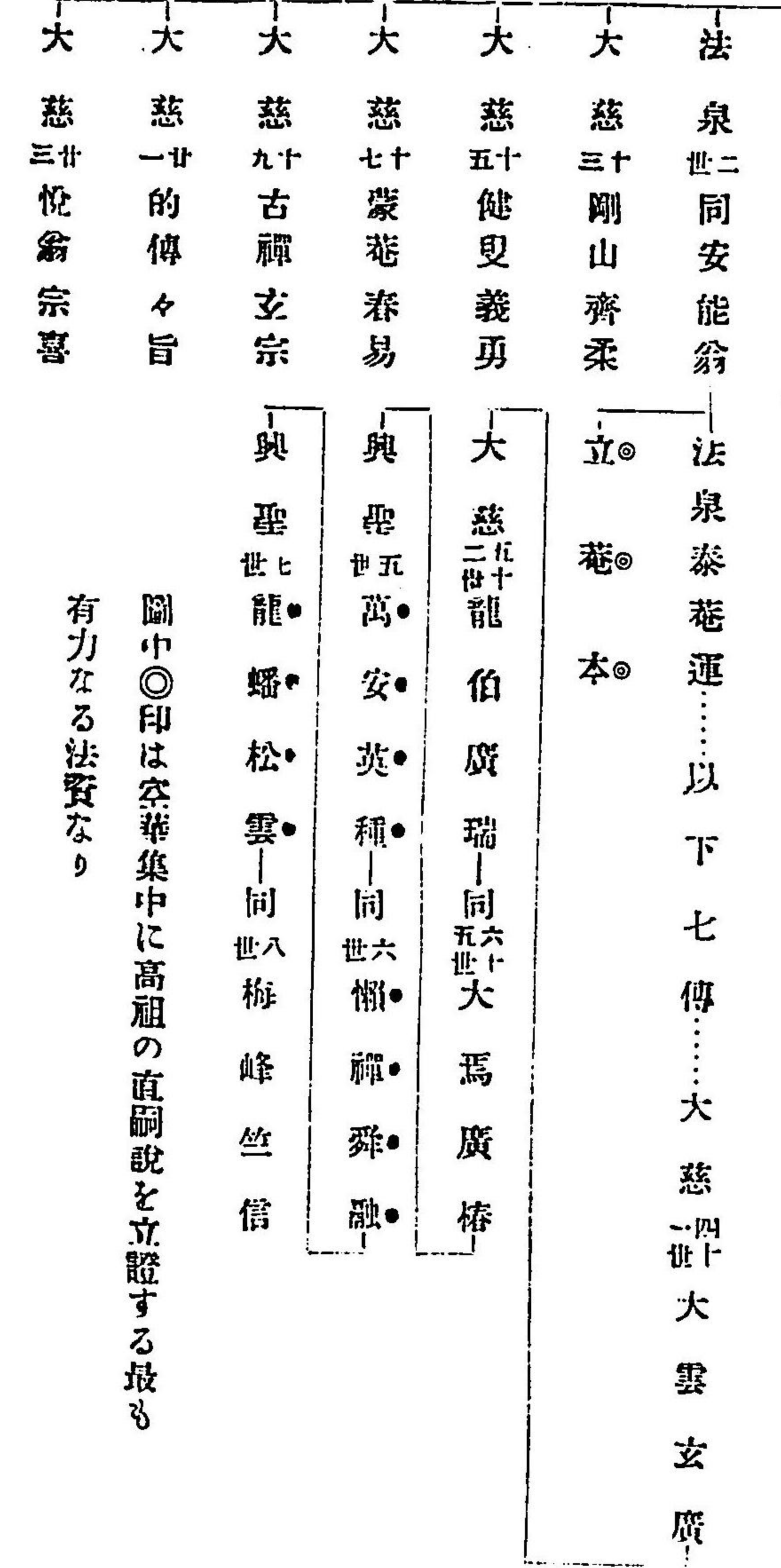
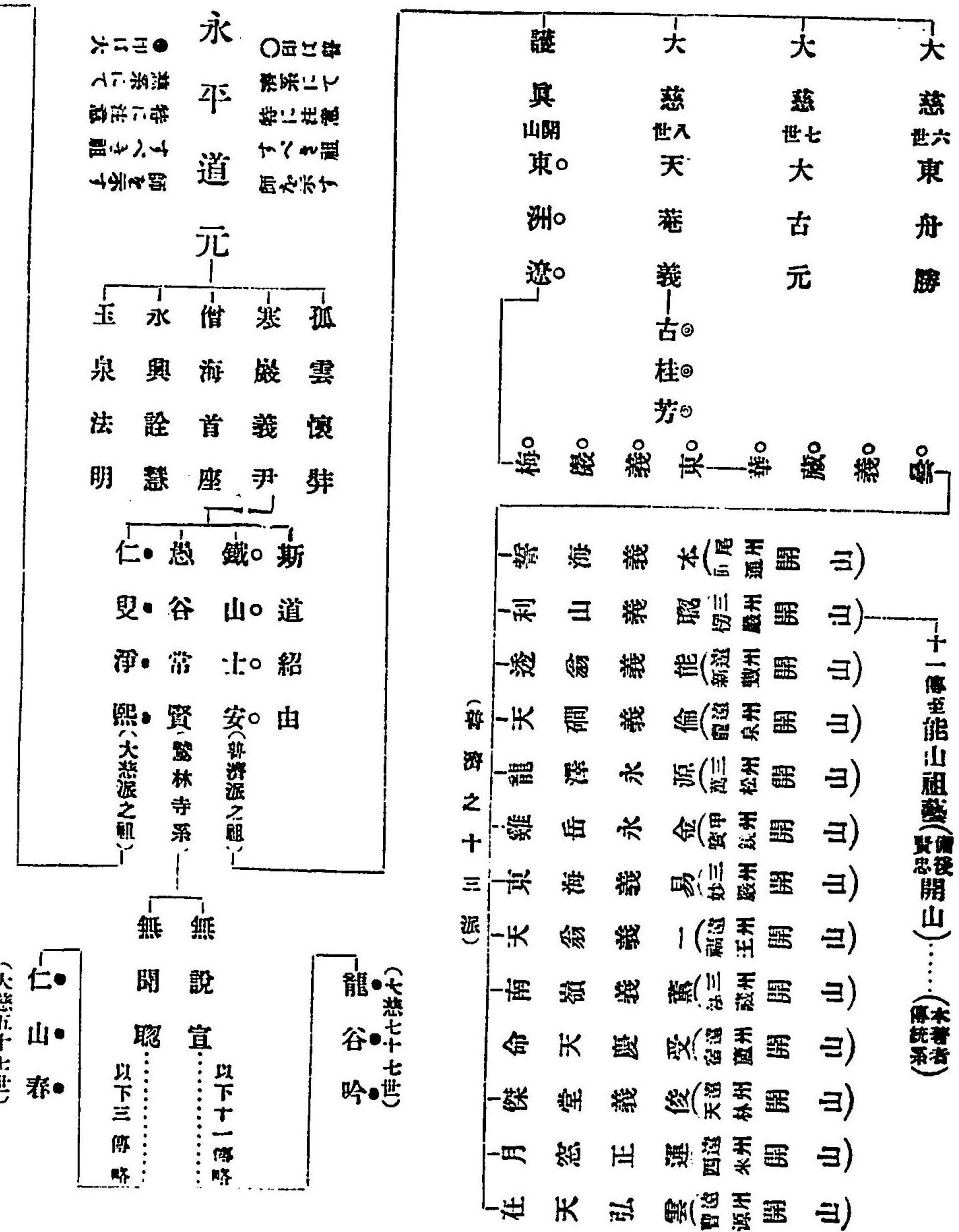
すること無し、前來祖傳を撰する者は、寒巖の遺法普濟寺に在ることを知らず、故に失考少からず、行業記に曰、義尹入宋、天童如淨に謁すと、又曰、瓣香徹通法乳の恩に酬ゆと、共に懶禪老漢稽古精からざるの失なり、天童淨老の示寂は義尹入宋の前にあり、實錄に曰、宋の紹定二年戊子、天童寂すとは、瑞方の陳曆にして吾が曆に異れり、紹定二年は戊子に非ず、即ち元古佛歸朝の翌年にして、本朝寛喜元年己丑に當れり、續諸祖傳に普濟寺開山梅巖といふ者は、良高傳聞の失なり、蓋し普濟の古刹は華藏曇和尙開創の地にして、華藏親しく法を海藏の梅巖東に得、梅巖は法を護眞の東洲遼に得、東洲は法を大慈の鐵山安に得、鐵山は愚

谷仁叟と共、寒巖の嗣子なり、實に是れ華藏和尙は寒巖五世の親孫にして、其道徳高く、諸方の參徒常に群を爲す、就中十三の宗匠を接出して、皆附法傳衣を、整ふ各々一方に住山す、曰く圓通の誓海、楞嚴の利山、新豐の透翁、龍泉の天欄、萬松の龍澤、寶鏡の雞岳、妙嚴の東海、福王の天翁、法藏の南嶺、宿蘆の命天、天林の傑堂、西來の月窓、曹源の在天等、今に至つて普濟の十三派と稱する者なり、其附庸の列刹は枚舉に遑あらず、都て各々室内の嗣書道元、義尹、鐵山、東洲、梅巖、華藏、愆、慶の次第、古今不易の法寶にして、一字を削る可からず、一字を添ゆ可らず、若し實錄に據る時は、懷非、義价の四字を削るとせんか、假令一朝の瞎長老と雖誰か

謾に之を削らんや、今日又誰か謾に之を添へんや、予を以て之を憶へば、元古佛興聖進院以來、其門に入る者、懷辨、僧海、詮慧、義价、義尹、義準、寂圓、義演等は衆中の傑出にして、懷辨、僧海、詮慧は早く法を元古佛に承け、義价、義準、寂圓、義演法を懷辨に嗣ぐ、同參の流輩皆二大老の法乳を受く、義尹甚の足らざる所あつてか、獨り老來を待つて、後生の紹瑾と同じく徹通の嗣子と爲らんや、義尹兩目退涉の志を企て、永平の語録を携へて中華名匠の門を叩く、氣宇寛大にして同參に勝ること必せり、抑々淨灑の嗣書、大慈室中に秘在すと謂ふ者は、卅老師曾て天童の嗣書、永平の室内に鎮すと謂ふと共に同日の所談にして、此一件世に信ぜさ

る者多し、良高續諸祖傳を考ふるに曰く、寒巖滅後第二世の席を補して大慈に住する者は鐵山にして、淨灑に非ず、知らず淨灑の嗣書何を以てか、大慈室中に秘在するや、蓋し滿堂衆前鐵山一偈立ちに成つて室に大慈に據る其嗣書を以て一器の水を一器に移すが如く、五世相傳して普濟華藏和尚に至る、甚の差誤かあらん、是の故に寒巖の門風遠參に興起し、永く古今に扇ぐ者なり、竊に聞く、大慈の伽藍戰國の時を歴て、零落既に窮る、莓苔靈根を封じ、荆棘古碑を呑む、杓柄を握る者、其席を補するを得ず、禿丁の曹輩止宿して、幾春秋を送る、假令古記遺稿の存する者も、靡爛して、何爲ぞ其大全を見んや、普濟及び十三派諸刹の如

さは、決して然らず。戦國にも辱しめられず、治國には
 彌々榮ゆ。是に依つて、嗣法の者交々住す。一日も其席
 を虚うすること無し。今に至つて、三百餘年、宗風地に
 墜ちず。淨潔の嗣書を昭々としせんか。鐵山の傳法を昏
 々とせんか。如何。如何。實錄世に行はれ、闔國人をして
 昭々たらしむる時は、則ち鐵山の末孫知らず。暗昏々
 何の時か白といふことを、故に傍觀睡り覺めて、叨り
 に麻面に布き、以て同志の後鑑に充つ」
 是は例の法華寺哲辰尊宿が記録せられたもので
 あつて、哲辰尊宿は法系上兩派に何等の關係なき人
 である。而して如上の文字あるのは、眞に傍觀するに
 忍びなかつたものであらう。其論系の的確にして一



圖中○印は空華集中に高祖の直嗣説を立證する最も有力なる法賢なり

絲亂れざると護法の道念が滿紙に浮動して居るに
は欽仰の外はない、此文を繙讀一過しても謂ゆる淨
源系の嗣書に對する鑑査は略は決するこゝが出来
る

既に本章に講究す可き事項が此に盡きた以上は
永祖の嗣説に據つて我が正統を發揚する爲に其系
譜を圖して別項の如くする要がある

一
禪師淨老に
參ぜしとの
妄説の根元

第七章 考證 六

更に今一つ叙述して置かねばならぬのは、寒巖禪師が如淨禪師に參じて嗣法を請はれたといふ妄傳流説の本源である。此本源は矢張り前の龍谷吟公にあるので、龍谷吟公は寒巖四哲の一人、愚谷常賢下三傳の法嗣で、大慈寺の七十七世であるが、前記の如く元祿九年普濟寺に立ち寄つて、淨源の嗣書を開いた際に、自今普濟派も此系に依つて、寒巖の牌を次第して徹通下にせよと勸め、猶ほ其證としての言に、法皇長老別れ一派を開く考へて、入宋し、如淨古佛に參じて嗣法の事を請はれたが、古佛の示さるるには法

に二法はない、我既に道元に授け了つたから、宜しく本國に還つて道元に承けよといはれたので、禪師も其氣になつて歸られて見れば、悲しい哉、元古佛は既に化寂の後であつた、其處で再び入宋して見れば、長翁も亦寂せられた後であつたから、何處に嗣法の師を求めやうかと、地に卓杖を立てて、其倒るる方に向つて師を尋ねんと相せられたが、終に杖が本國の方に倒れたので、意を決して歸朝の上、法を徹通价公に嗣がれたのである。斯る事由の下に、价公の法嗣であることは確實であるから、爾今普濟系も祖堂の牌を改めよと、口々に任せて妄言を吐いたのである。

是が實に禪師が淨老に參ぜられたといふ妄傳の

淵源であつて、而して其妄なることは、前に禪師の小傳なる考證の下に於て、淨老の寂年と、禪師の生年とを對照して、屢々繰り返したのであるから、今更改めて反駁するの要もない。若し再入宋の後に歸朝して、价公の法を嗣がれたとすれば、禪師は五十餘歳の後に嗣法されたことになる。痴人夢を見て白日嚙語を吐くの類、其杖を立て、相したなさに至つては、眞に噴飯の事といはねばならぬ。

既に如淨禪師と寒巖禪師との關係が破綻する以上は、寒巖禪師が正安元年進院の法語として、後世に傳はつて居るものの中にも、後人の竄入があるといはねばならぬことになる。試に其法語中

二
禪師進院後
辭に對する
偽作

師至座前拈疏云

吾道無岐 一以貫之 維那宣了 天下如

禪 便陞 祝聖罷

別拈懷中香云

此香久在途中、爲納僧鎖口訣、

永平堂中當面蹉過 天童山前差路還鄉

路逢冤家不得迴避 今日剖露供養洞山

一十六世徹通和尚 以酬法乳之恩

此法語はいふまでもなく、前に龍谷公の妄説に雷同して、後人が偽撰添加したものである。既に考證第一の章下に論證した如く、禪師が最初入宋から二十六年も前に長翁は寂せられ、又入寂の翌年如淨録が

着した時に、興聖寺で永祖の天童忌があり、禪師も其時大衆と共に此法會に列して居られたのであるから、單に二十六年前に寂せられたといふばかりでなく、其寂を熟知して居らるる者が、何故に此法語の如く天童山前差路還郷の失望あらうや、此語既に妄であるこそば、徹通价公の爲に香を燃かれたといふも妄でなくてはならぬ、殊に法語として見ても斯る粗末なものゝ禪師の作なきといふことは、實に禪師を辱かしむるものであつて、其罪決して輕くない、既に是が妄であるとするれば、斯る妄語までも偽作り、竄添して、已見を逞うし、我見を主張した其陋亦憎むべしといはねばならぬ、猶ほ此法語中に竄入の跡あるは

是に止らぬ、其法語中に次の如き文字がある、

上首白槌云 法筵龍象衆當觀第一義

垂示曰 事存函蓋合 理應箭鋒柱 不犯二途

試舉話來 僧問天龍捧足 宰官臨筵 好箇時

節請師祝聖 師曰 天高日月正 進曰白雲依

青山 問功位未忘在五位歸一位 猶有無位在

不涉二途 願聽示誨 師云到頭霜夜月 任運

落前溪 進曰兼中至 兼中到相去多少 師曰

知音不在頻々舉 達者暗聽即點頭 進曰恁麼

則露柱含笑燈籠作舞 師曰 一任踔跳 僧珍

重歸衆

此に一考す可きは此法語中に五位の間ひを設け

て居ることであつて、且つ此法語は愚白和向の寒巖遺稿には載つて居らぬといふことである、一体五位の我が國に吹唱されたのは通常畊雲種月の兩刹傑堂能勝と南英謙宗相和してから以後のことであつて、其以前は絶えて五位の曲説を聞かなかつたこととしてある、彼の永平高祖が正法眼藏春秋卷中にシカアルニ箇々オホクアヤマリテ、偏正ノ窟宅ニシテ、高祖洞山大師ヲ禮拜セントスルコトヲ爛誠スルナリ、佛法モシ、偏正ノ局量ヨリ相傳セバ、イカデカ今日ニイタラン、アルヒハ野猫兒、アルヒハ田庫奴、イマダ洞山ノ堂奥ヲ參究セズ、カツテ佛法ノ道闢ヲ行李セサルトモカラ、アヤマ

リテ、洞山ニ偏正等ノ五位アリテ、人ヲ接スト、イフコトハ、胡説亂説ナリ、見聞スヘカラズ、タタマサニ上祖ノ正法眼藏アルコトヲ參究スベシ、とて、偏正五位の上に眞實の佛法は存せぬ如く示されてあるので、高祖御一代の提唱には、五位の宗要は顯はれて居らぬやうにも考へられぬではない、まして其後三代四代の間に其宗風が異つたものではない、いはば正面から見られぬこともないが、更に仔細に這裡の通塞を考覈し來る時には、此提唱は決して天童永平の時に衰へてゐたものとは考へられぬ、彼の新豐祖師が寶鏡三昧五位顯訣を以て、夜半密に曹山に授けられしより、投子、丹霞、宏智古佛の時に最も此

説か盛んであつて、其勢ひは滔々として猶ほ天童永平の時に持續し、其盛大の極、眞箇五位の骨髓を把捉し得ずして、寧ろ偏正言句の末に墮する程の弊が生じた爲に、天童は時弊を達觀して旨を永平に傳へられ、永平は旨を奉じて時弊を痛破せんか爲に、前春秋卷中の語があつたものと見るのが正當である、其故は若し全く天童永平の時五位の吹唱が廢れてゐたものならば前出の如き祖語の必要がない、高祖の聖訓を以て風なきに波を起した無要の閑葛藤であると斷ぜねばならぬことになるのは、未だ其眞を得たものとはいへぬ、故に彼の春秋の卷中の聖訓は實に永平が時弊を痛破し、時弊を拯はん爲めの婆心切々

より出でたるものと觀ねばならぬ、故に我が國に於てこそ永平は寶鏡三昧五位顯訣を天童から傳來せられたのみで、時弊に鑑みて正面より五位顯訣の提唱をせられた様子が見えぬけれども、宋土に於ては天童の時猶ほ盛んに吹唱されたものなることを反證するには前の聖訓が的例である、然るに啻に天童永平の時此吹唱が衰へて居たと斷ずるのみでなく本邦に五位が傳來したのまで應永年間といふ者あるは天童が永平に授けられし史實に想到せぬからのことである、故に高祖は此聖訓の御旨意よりしてか、正面より五位の宗要は鼓吹されてないやうであるが、全く口を杜ちて其意を示されて居らぬやとい

ふに、決して然か斷ずることは出来ぬ、永平廣錄卷三
に

上堂曇祖石頭大師上堂曰……臨濟列
四種賓主。門內底堆々地坐。欲出終出不得。門外底
波々地走。欲入終入不得。彼々不相知。彼々不相到。
爾爲爾。我爲我。不妨各守其封疆。若忽然四方易位。
互換主賓。在途底不離家舍。在家底不離途中。爾底
即是我底。我底即是爾底。可謂彼此一家。主賓齊力。
恁麼見得。更有二途俱不涉。四句莫能牧底。還向甚
底處與伊相見。卓拄杖一下曰。且歸堂裡商量。

また同じ廣錄の第七卷に

解夏上堂。以弄精魂之智爲身也。說他未了說自。以

非思量之法爲界也。有邊還是無邊。論其應用兮清
風遍。論其修證兮老鶴眠。既恁麼琉璃殿上忽秋色。
明月堂前幾曉天。正恁麼時如何。還會麼。良久曰。園
驢八百馬三千。補處雖生第四天。偏正不曾離本位。
無生那得語因緣。

又面山老師が室内秘書に永祖の實語として傳へら
れて居る語録の中にも

真空者空而非空。妙有者有而非有。マサニシルベ
レ真空ハコレ正ニシテ、妙有ハコレ偏ナリ、真空
ノ妙有ナルハ、正中偏妙有ノ真空ナルヲ偏中正
トイフ、正ヤ正ニ住セサルカユエニ來、偏ヤ偏ニ
居セサルヲ至トイフヘシ、作麼生カコレ兼中到

五
瑩祖と五位

不言不言云々
また學道用心集中にも
參學人且半途始得。全途莫辭。祈禱祈禱
といひ、又
縱雖擧十分之會。猶落一半之悟歟。
とあるか如きも、正に五位の宗要を含められたもの
と識らるる、其他家訓や信心銘拈提(瑩祖)の上にも處
々に含まれて居るが、殊に瑩祖が峨山禪師への設問
の如きも其一である。
一夜賞月。山問知月。有兩箇。麼。師曰不識。山曰不知。
月有兩箇。不能成洞上種草。
の如きも正しく太祖が月の一物を借りて正偏の理

六
應永以後の
五位

を示されたものである、既に斯の如くであるから、天
童が五位顯訣を授けられてより永平以後三代四代
全く五位の宗要が露はれて居らぬとはいへぬ、然れ
ども上述の如く永平は深く時弊に鑑みられたが故
に、其説き方も寧ろ繞路である、廣録十卷中偏正の文
字は少に二三箇處あるのみ、況んや功位の文字、五位
の文字、兼中到至の文字などは一字もない、是が正面
より、蕭直に我が國に吹唱されしは、いふまでもなく
耕雲傑堂能勝に始まり、種月の南英謙宗五位秘訣を
著はして相和し、不能語報恩編、元字脚、盛に世に行は
るるに至つたのである、故に五位の宗風が五位の用
語によりて本邦に盛んに唱へ初められたのは、正し

く應永以後のことである。寛文より後は洞上古轍ま
た本邦に流布して此宗風は次第に盛大を極め、普く
世に知らるるに至つたことは人の知る所である。然
らば應永以前に於て、日本洞上未だ興聖永平大慈の
三禪林しかない宗門草創の際に當つて、上に擧げた
法語中に見ゆるが如き功位とか、五位とか兼中至と
か、兼中到などの言句を弄して、然も雲衲共が禪師に
此問を設けたとは思はれぬ。果して然らば此語も亦
後人の竄入添加したものゝに相違ないと決せざるを
得ぬ。

第八章 考 證 七

最後に五山老師が變説の事歴に就いて一考する
の要がある。老師は本問題に對して、西來高公が略宗
派圖中寒巖禪師を永平の直嗣として系譜せるに老
師自ら跋文を附して之を證せられ、又瑞方面師が鷹
峯の侍者寮に在る時編せられたる永平實録の凡例
に禪師を徹通下に譜して其一節は前に考證四の下
に出したるが如き文字あるに亦老師跋文を加へて
徹通の嗣なることを承認せられて居る。此矛盾せる
二つの跋文は同一五山老師の手に成つたものとせ
ば、其前者から後者に平生の主張を變更せられた事

由がなくてはならぬは、余の常に討ねんとする所であつたが、五山録に於て初めて之を識るを得たのである、今其答天寧心長老書なる一文を和譯して左に掲げん

人を使はして書を達す、指を潔めて展讀し、長老道行の倦む無きを審にす、喜慰止むこと無し、來書に曰和尚四十四年前、永平廣録及び略録を講する時、寒巖を謂つて永平の嗣と爲す、筆記して二録の龍頭あり、其後西來高公略宗派圖を出す、圖中寒巖を永平の下に係て、和尚の小跋文有り、而して證す焉、然るに頃年瑞方永平實録を述ぶ、其凡例に寒巖を證して徹通の嗣と爲す、亦和尚の跋文あれば、則ち前の記する所

を改めて、今は實録の説に祖ぐ者に似たり、見る者怪む焉、願くは其説を聽かむと、

讀むて此に至りて、獨り自ら失笑す、老衲一定の見無きこと、是の如き者は何ぞや、從來諸方一等一舌且つ東海路寒巖派下若干の寺院、皆寒巖を推して永平の眞子と爲し、及び義堂の空華集亦載せて永平の嗣と爲せば、則ち百も疑ひ無うして、而して筆記すること來書の訝る所の如し、然も聞く近年東海路の諸寺適々大慈の主、東武に過ぐるに逢うて、親しく其説を聽いて、皆改めて徹通の嗣と爲すと、是に於て重ねて興聖懶禪が撰する所の洞上四祖の傳を閲して、其職由する所を尋ぬるに、昔萬安法系を大慈下に列する

時、專使龍蟠寒巖の嗣書を披閱して、諸方の所傳一々誤りに屬するを知り、之を萬安に告ぐ。萬安懶禪に命じて、遂に四祖の傳を撰し、徹通の嗣を證して、以て後人に示す。而して撰中其誤りを辨せざる者は、單に人の此書を見て、自然に正義を知らんことを謀りて、當時驚怪判斷する者有ることを欲せざるなり。

瑞方は肥後の人事親しく、大慈に詣して彼の嗣書及び祖堂の牌を拜閱し、復詳に諸執事の説を聞くに云、若し諸方傳ふる所の如く我が開祖永平を以て親爺と爲し、懷葬と其肩を差へ、徹通を見て法姪と爲さば、寺の位階亦今日に越ゆること一頭地なり、我輩喜ぶ可しと雖も、然れども無きを以て有りと爲すは豈

に祖靈の安んずる所ならんやと、瑞方久しく其本源の説に熟すること是の如し、而して殊に嗣書を引いて焉を證すれば、老衲争をか敢て問然せん哉、蓋し寒巖の永平剃度の弟子たるを以つて、古來一概に公習して剃度嗣承一師に非ず、受業受法二師たることを辨せず、而して此紛紜に及ぶ、老衲平生固必を存せず、彼の遽伯玉六十にして五十九の非を知るの心を以て心と爲す、故に今年七十七、事々七十六年の非を知ることや多し矣、豈に敢て先聞を主として強て間氣を争はんや、只麻を捨てて金を擔ふ底の古蹤迹を踐まんと欲する而已矣。

此一文に由つて老師が本問題に對する變説の事

歴は甚だ明瞭である、即ち老師は七十六になるまでは永平の直嗣説を信じて居られたが、七十七歳の時俄に前説を棄却して徹通の嗣資たる主張に左袒せられたものである、然るに今此文を一讀するに、師が七十六年の説を抛擲して後説を信ぜらるるに至つた理由は三個條あるやうである

第一は近年東海路の諸寺大慈の主東武に過ぐるに逢うて云々の言の如く、卅老師も亦其説を信じて然りとせられたもので、此に大慈の主といふは、前考證の下に於て詳述したる七十七世の龍谷吟公であつて、即ち寒巖禪師が淨者に參じたとの妄傳を流布して、淨源が紙製の嗣書を開いた時の事を指された

ものである、其説の信憑するに足らないことは既に考證六の下に詳述した如くである

第二には萬安懶禪に命じて四祖の傳を撰し徹通の嗣を證して以て後人に示すとある言の如く、卅老師は彼の列祖行業記を讀むで、直に其説を信せられた者である、而して此行業なる者が、歴史的批評的鑑鏡に照す時は一も信憑するに足らぬことは、既に考證三の下に於て其撰述の次第を詳究して置いたに徴して明かである、

第三には瑞方面老が大慈に詣して祖堂の牌と嗣書とを禮閱して歸り、之を卅老師に告げられたことを信ぜられて前説を棄却せられたものである、然も

是亦大に一考を要する、如何となれば、彼の萬安和尚が法孫龍蟠を大慈に遣はした時すら前に詳にしたる如く、大慈寺廢後の祖牌を拜して遂に徹通下の説を信じたのであるが、龍蟠の時既に廢後の牌であつたのであるから、其後四十餘年も經過して拜せられた面老は亦言ふまでもなく、大慈廢後の牌を拜せられたのである、廢後の牌と既に前節に考證したる如き淨淵の嗣書とを拜せられて之を卍山老師に告げられたものである、既に斯の如くならば、老師の前説を翻へさしめたる此第三の理由も、徹通の嗣説として信ずるに足らぬは明かである。

卍山老師の如き該博なる識見を以てして、徹通の

嗣説を主張する邊には如上三個條の理由を出てぬとすれば、是を以ても仁叟系の主張は略は知る可きである、只此に一言すべきは余は卍山面山二老師に對しては、近世洞上の大高德として仰慕し、崇敬すること、に於いて決して人後に墮ちぬ、殊に卍山老師に至つては曾て其の家風と高德の一端を誌上に發表したこともある位であつて、永平は宏智を古佛なりと推稱せられて居るが、余は實に卍山老師を以て我が洞上近代の古佛として推稱し、仰慕することを辭せぬ、斯の如き二老を此に掲げて其説を是非するといふことは、余が平生に於て眞に忍びざる所である、然れども其人格を尊重することと、其眞理を探求す

るとは、自ら別である。真理の探求には私はない、且つ又卍老が如上三個の事由によつて前説を覆されたけれども、其徹通の嗣説を主張せらるる邊に一點の私もなく人我の見の挿まつて居らぬことは明かである。卍老の其徳と其人格よりすれば嗣書などいへば眞偽を質すなど批評的の考へはなかつたのが寧ろ當然で、面老が殊に大慈に於て現に四祖の牌を拜して來たといはるれば直に其を信せらるるのは無理もない、又面老にしても此始末に由つて鷹峯の侍室に永平實録を編せられ徹通説を主張せられたけれども、其主張の上に私があつたと考へたならば未だ面老の人格を知らぬ人である、彼の損翁の如き徳

者に親炙した面老、彼の見聞實永記を筆せられた面老、其人格に於て法の爲に一點の私があらう筈がない、然らば二老の説こそ謬つて居り、其斷定こそ史的研究として足りない所があるけれども、其を是非したからとて、二老の徳には一點の缺損も生ずる譯ではない、之を要するに余は卍老變説の事由を明にして老師は七十六年の非を改むるといはれて居るが、其を顛倒して七十六年の是を變ずるに第七十七年の非を以てせられたことを遺憾とするのみである、猶ほ老師が禪師を永平剃度の弟子とせられて居るの誤りなるを諱して置く

終 結

寒巖禪師は徹通价公よりも三年の長者であつて永祖の座下に興聖に同年に投じた方である。而して興聖初會の英傑で、永祖の法嗣でない方は、皆懷昇禪師の法を嗣がれたものであるのに、獨り禪師のみが价公の嗣とならるる筈もない。殊に徹通の嗣説には入室の年月日も明瞭でない。之を要するに以上詳細に論述したる七個の考證に由つて、余は禪師を永平の直嗣とする説に左袒せざるを得ぬ。

然れども此に一言す可きは、余は胸中別に固必の執見を抱いて演繹的に斯く断定したるものではない。

既に最初余が本問題に對する研究的態度を公言したるが如く、何處までも公平に努めて歸納的に種々の材料を収蒐して推究の結果、遂に此斷案を下すに至つたのであるから、決して法の爲に私を挿むて、徒に人我の見を逞うせんとする者ではない。殊に生來の無頭腦は未だ以て本問題の研究事項を盡したりとはいへぬ。故に將來若し徹通の嗣説に對して有力なる典證を發見した場合には、何時といへども懽むて之を迎へ、以て自己の足らざる所を補ふことに躊躇せぬ。叙し來つて此に至る、文中間々古徳を是非し先達を輕重するの言、其罪決して淺からずとせぬ。俯して乞ふ我が曇祖大寂定中炳鑑容納あれ。

大智禪師發願文

願くは此父母所生の身を以て、三寶の願海に回向し、一動一靜法式に違せず、今身より佛身に至るまで、其中間に於て、生々世々出生入死佛法を離れず、在々處々廣く衆生を度して疲厭を生せず、或は劔樹刀山の上或は鑊湯爐炭の中、唯此正法眼藏を以て重擔となして、隨處に主宰とならん、伏して願くは三寶證明し佛祖護念し給へ

跋文

祖師門下。尊重嗣承。由來尙矣。蓋欲不使妄修暗證之徒。濫犯祖位也。若夫實修真證之人。則佛佛祖祖無等。而等銀盃玉雪。蘆花明月。孰師孰資。何嗣承之論。雖然。騷人畫客。歌之。描之。推敲點渲。筆々不苟。幽致雅趣。更見精彩。豈亦可等閑哉。寒巖禪師。嗣

承論諍未了，公案世以爲鐵槩子。梧
蔭閣黎奮然蹶起，據欵斷案，恰似快
刀截亂麻。方今澆季尙有若人，攻嗣
承正祖位，祖門風格將不失墜。閱讀
一過，隨喜無已。

明治己酉如月上浣。

藹々 青巒識

補遺

寒巖禪師の法系

鷺尾順敬

道友細川道契師、寒巖禪師の法系に關する諸説を批判して、其真相を闡明し、一書を著はさんとせられまして、私に一言を求められました。私は此種の問題に就いて深く知る所がありません。唯一二思ひ當りましたことを記しまして、師の座右に呈することと致します。固より何等の資益もないこととありませうが、私が師の熱心なる研究を贊助せんとする微意に外ならないのであります。

寒巖禪師の俗系法系共に異論があります。私は今その法系に關して一言いたさうと思ひます。固より局外の一管見に過ぎないのであります。

寒巖禪師の法系は道元禪師の嗣とも、孤雲禪師の嗣とも、徹通禪師の嗣とも傳へて居ります、今は概ね徹通禪師の嗣といふことに爲つて居るやうですが、尙ほ一部の議論が絶えないやうであります、私が局外から見ますれば、其一部の議論が絶われないのも、亦理由のあることのやうであります、乃て異説の由來する所を説明することは、自ら禪師の事蹟を研究する一助ともなるであらうと思ひます、

日本洞上聯燈録は、尤も普通に流布して居るものであります、此書に斷して徹通禪師の嗣と致しまして、考證までも附して居ります、是が此説の大に力を得ることとなつた譯であります、其考證に、

師或曰嗣道元、或曰嗣孤雲、皆非也、師實嗣徹通、大慈室中寒巖親書付仁叟淨源嗣書曰、道元懷辨義价義尹、日本正安庚子住如來寺、義尹花押、又鷲林寺室無宣親書付明菴須詰嗣書曰、道元懷辨義价義尹、常賢普宣須詰、日本建徳辛亥、再住大慈普宣花押、此等世系昭々、猶懸於天日、誰敢焉、

とあります、此の如く寒巖の仁叟に附したる嗣書、及び寒巖の法孫無宣の明菴に附したる嗣書に明記すといふを以て斷定したものであります、然るに反證の事實あるに至りましては、尙ほ十分辨明を要すべきことでありませう、寒巖禪師の嗣、鐵山士安の三世の法孫華藏義曇の嗣書には、道元義尹の順序になつ

て居るといふことでありますから、是等の嗣書を比較する必要もあつたことでありませう。日本洞上聯燈録の著者が、絶對的に右の寒巖の嗣書無宣の嗣書といふものを信重しやうとするには、尙ほ理由を明言せねばならぬことであり、私は其考證が未だ盡さざる所あることと思ひます。次に考證に、

延寶傳燈、立師傳、係永平元者訛之、白者其源出立

菴本知客之僞言、使人多疑誤矣、

とあります。然るに延寶傳燈録が、寒巖禪師を道元禪師の嗣と致して居りますことに就いては、著者の説があります。即ち凡例に、

大慈寒巖義尹、或書爲徹通介之嗣、然今檢能之總

持籍簿、壁山鐵公所校纂之宗派圖、俱系道元下、閱空華日工集、亦爲道元之嗣、今援證據正、洞宗學者、甄別之、

と云うて居ります。然れば延寶傳燈録には亦典據があるのであります。殊に總持籍簿と云へるものを擧げて居りますことは、注意す可きことであります。唯空華日工集の今の傳本には、此事が見ゆません。今の傳本は二本ありますが、共に完本ではありません。から、著者師蠻の閱覽したる本には、此事が見えてあつたのかも知れませんが、或は空華集の誤りではなからうかと思ひます。空華集に依りますれば、能翁玄慧の嗣立菴本が、鎌倉の圓覺寺に留りまして、臨濟の宗

風を探り、應安三年に圓覺寺を辭して肥後に歸るに
臨みまして、叢林の同參が各々詩を賦して送りまし
た、義堂周信が其序を作りまして、立菴の言を録し、
惟吾先曾永平師祖、出自眞歇氏、而爲本朝曹洞氏
之權輿、視宏智之徒、猶魯衛也、而後嗣厥法者、曰大
慈寒巖巖之資、曰法泉仁叟、叟之克家、曰同安能翁、
乃先提耳之師也、而自永平而下三葉、專以道自潛、
不僥倖乎名位、是以家聲不耀于世、厥法幾絕、若懸
絲之微、吾雖不敏、敢忘其本哉、
と云うて居ります、説き得て甚だ明白ではありませ
んか、然るに日本洞上聯燈録の考証に之を斥けて、立
菴の僞言となし、且つ

予按能翁出四子、曰泰菴、曰山泉、曰瑞石、曰義石、無
立菴本者、想非眞子也、其說譜系亦傳說乎、
と云うて居ります、此の如きは立菴其人を斥くるこ
と甚だ酷に過ぎて居ります、私の考では此序に依つ
て能翁の嗣一人即ち立菴を補ふこと寧ろ至當であ
りませう、同じく空華集に依りますれば、天菴懷義の
嗣、古桂芳が亦鎌倉の圓覺寺に留りまして、臨濟の宗
風を探り、永和二年の夏、母の病に方つて筑後に歸省
いたしますに臨みまして、亦義堂周信か詩序を作り
上人字古桂、受業天菴義和尚、和尚嗣鐵山安、安嗣
寒巖尹、尹嗣永平元、元之父乃天童老淨古佛洞水
逆流也、

と云うて居ります、これも古桂の言を録したものであることは云ふまでもないこととあります、然れば寒巖禪師が道元禪師の嗣であるといふことは、決して獨り立菴の之を言ひたるものではなく、當時寒巖禪師の法孫と稱する者が、二人共自ら之を言ひたるものであることが知られます、是は決して輕視す可きこととありません、私は日本洞上聯燈錄の著者が此事實を輕視したことを遺憾に思ひます、
寒巖禪師の傳に依りますれば、建長五年に禪師宋に渡り、翌年一たび還りて、孤雲徹通二禪師に隨從し、文永元年に再び宋に渡り、道元禪師の語録を携へて至り、彼地の諸禪德に示して、序跋を求められましたが

如淨禪師の嗣無外義遠の序に、

日本元公禪師截海南來、直入其室、心塵脫略、處喪盡生涯、歸座故山、盡訐露、其徒義尹、採摭狐涎、欲爲

序引、

といひ、又跋に、

義尹禪人不忘乃師之志、持其廣錄、需爲較正、

といへるは、道元義尹二禪師が師弟の關係を明言せるものであります、この事實を以て見ますれば、寒巖禪師は、自ら道元禪師の弟子を以て任ぜられたることとは明白であります、然れども是は受業の弟子であることと辨解するものもありませんが、無外義遠の序跋の文意を咀嚼玩味する必要がありません、文永四年

に徹通禪師が永平寺第二代の住持となられたといふこととであります。同年に寒巖禪師が宋より還られたるも、肥後に留住せられまして、再び徹通禪師に見ゆられたることもなかつたやうであります。然れば其嗣となられたものでありますならば、再渡以前でなければなりません。宋に在りて無外義遠等に對し、其事を傳へらるることなく、道元禪師の弟子といふを以て聞えられたることは、大に注意せねばならぬこととあります。無外義遠の序跋の文意は、道元禪師の受業の弟子と云ふこととであつて、其嗣と云ふこととでないかと考へられまじやうか。私には少し領會し難いのであります。

建擲記に仁治三年五月に道元禪師が義尹禪師に大事を授けたまふたとあります。が面山和尚の補註にこの一事を以て道元禪師の嗣とすべきでない、大慈所傳の嗣書に依るべきである。嗣法のことには法孫の用ゆる所を以て證とせねばならぬとあります。併し法孫の用ゆる所を以て證とせねばならぬとすれば、立菴と古桂との言を如何に致しますか。建擲記に道元禪師の大事を授けられたと云ふと相待ちて、寧ろ反對の立證をなせるものであります。以上如く推論致しますれば、徹通禪師の嗣であるといふことに就いて一部の議論が絶えないことは寧ろ當然であります。やう、日本洞上聯燈錄の考證が